

横浜市

横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想



横浜市

目 次

1. 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
(1) 基本構想策定の背景と目的	1
(2) 基本構想の位置づけ	2
(3) 基本構想の対象者の考え方	3
2. 横浜駅周辺の概況	5
2-1. 位置及び特性	5
2-2. 人 口	6
2-3. 公共交通機関	7
(1) 鉄 道	7
(2) バ ス	9
2-4. 施設の分布状況	9
2-5. まちづくりの方向	11
2-6. 関連プロジェクト	13
3. 対象者の特性と配慮すべき事項	15
4. まち歩き点検ワークショップの概要	19
(1) 目 的	19
(2) 実施概要	19
(3) 指摘事項のまとめ	20

5. 重点整備地区及びバリアフリー化を図る経路	25
5-1. 横浜駅周辺地区の重点整備地区の区域.....	25
5-2. 横浜駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路.....	28
5-3. 重点整備地区の現状と課題.....	37
(1) 鉄道駅・バスターミナル.....	38
(2) バリアフリー化を図る経路.....	42
6. 横浜駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	57
6-1. 事業の基本的な考え方.....	57
(1) 鉄道駅のバリアフリー化.....	57
(2) 道路等のバリアフリー化.....	59
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化.....	61
(4) バスのバリアフリー化.....	61
6-2. 特定事業及びその他の事業.....	67
(1) 公共交通特定事業.....	68
(2) 道路特定事業.....	71
(3) 交通安全特定事業.....	74
(4) その他の事業.....	74
6-3. 今後検討が必要な事項.....	81
(1) 横浜駅における複数ルートのバリアフリー化について.....	81
(2) 横浜駅における視覚障害者の移動支援について.....	81
(3) 横浜駅構内における人的対応の充実について.....	82
(4) 放置自転車について.....	83
(5) 工事中の歩行者に対するバリアフリー対策について.....	83
7. 基本構想策定後の事業推進にあたって	85
(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施.....	85
(2) 特定事業の進捗管理及び事業の評価.....	85
(3) 進捗状況及び事業内容の広報.....	85
(4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し.....	86

1. 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって

(1) 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することが出来る福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取組を進めてきた。

また、平成12年11月から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行され、市町村が主体となって、一定規模以上の旅客施設を中心とした地区を対象に、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるための基本的な計画である「基本構想」を作成することが出来ると定められた。

さらに、本市においては、平成14年度から平成18年度までの5カ年間を計画期間とした「横浜市中期政策プラン」が、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現を基本目標に、市政運営における政策面での基本的な指針とするために平成14年12月に策定された。このプランにおける重点戦略の一つである「地域でつくる魅力あるまち」において、「安全で便利な地域の生活環境の形成」が掲げられ、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

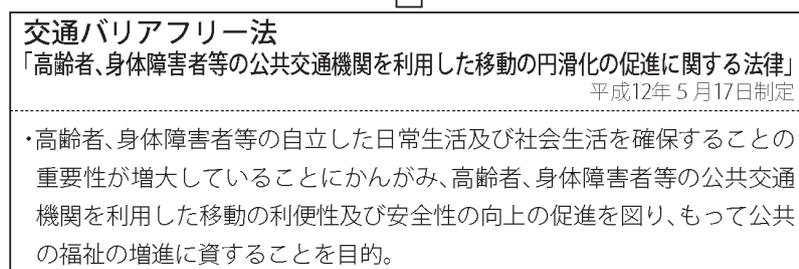
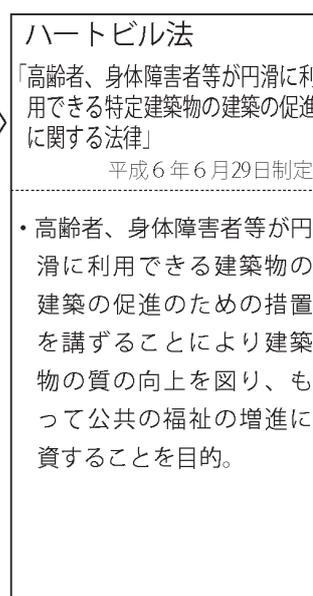
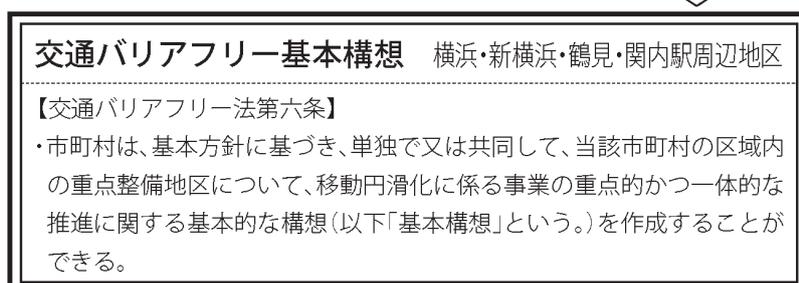
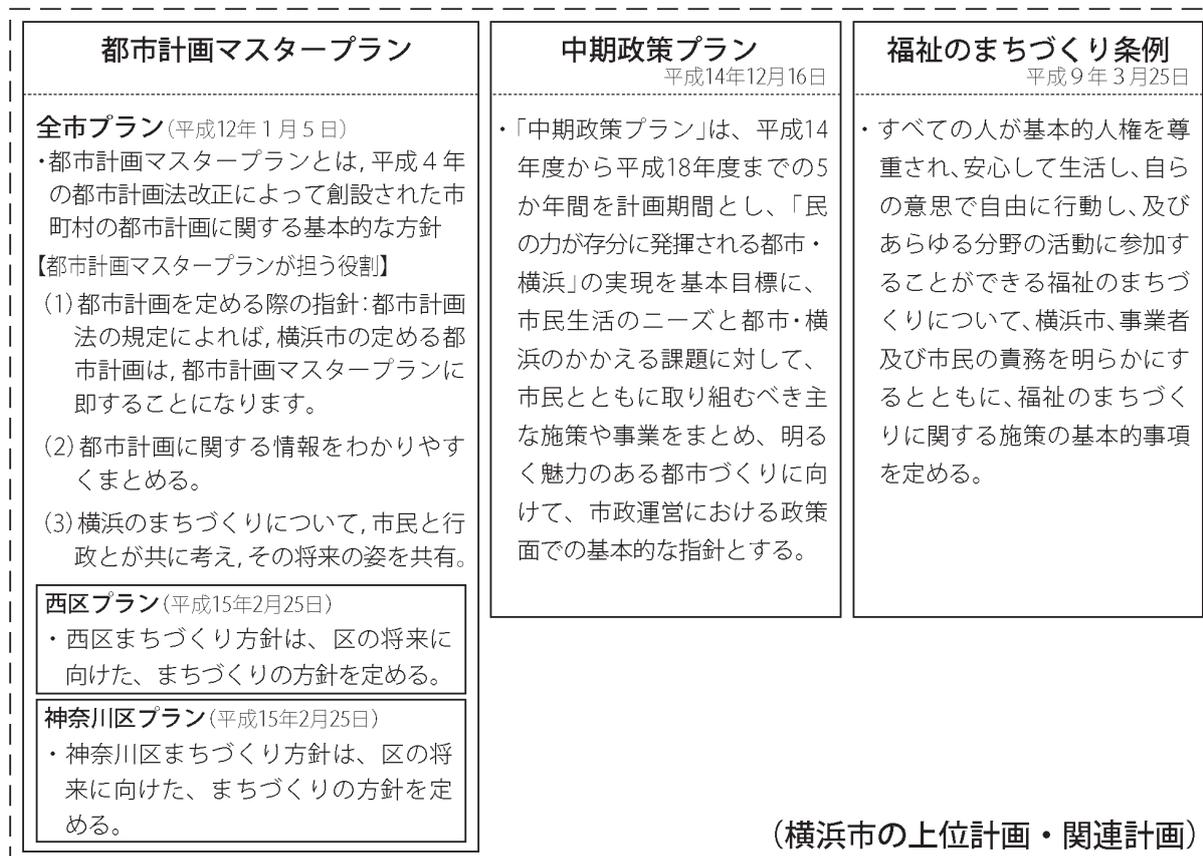
これらを踏まえ、横浜市の都心に位置づけられ、6つの鉄道が乗り入れる大規模ターミナルをかかえ、市内・市外にかかわらず来訪者が多く、また駅周辺には大規模商業施設が多く立地するとともに、かながわ県民センターや神奈川県社会福祉会館などの公的施設が存在する横浜駅周辺地区を対象として、移動円滑化基本構想を策定する。

具体的には、横浜駅を中心とする徒歩圏について重点整備地区を設定し、駅から公的施設等までの円滑な移動を実現し、移動の利便性および安全性の向上を促進することを目的とする。

(2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

図 1-1 基本構想の位置づけ



(3) 基本構想の対象者の考え方

交通バリアフリー法では、高齢者や身体障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、妊産婦やけが人を対象としている。

しかしながら、本基本構想では、横浜市で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、交通バリアフリー法の対象者に、知的障害者、精神障害者、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー利用など）の人など、移動の制約を持つ人を加えることにより、横浜市で生活するすべての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通機関や歩行空間におけるバリアフリー化の実現を目指すこととする。

2. 横浜駅周辺の概況

2-1. 位置及び特性

横浜駅周辺は、横浜市のほぼ中央に位置する西区の北部にあり、横浜駅のすぐ北側において神奈川区と接している。横浜駅周辺にはJR線をはじめとする鉄道各線や国道1号といった幹線道路が集中している。また、大型商業施設、業務施設等が集積しており、みなとみらい21地区や関内地区とともに横浜市の都心部を構成している。

図 2-1 西区の位置

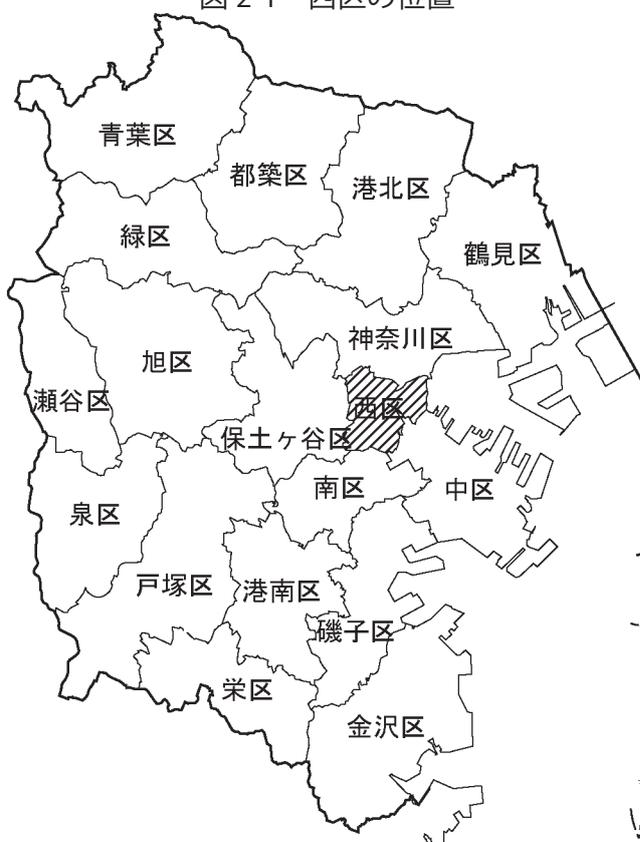
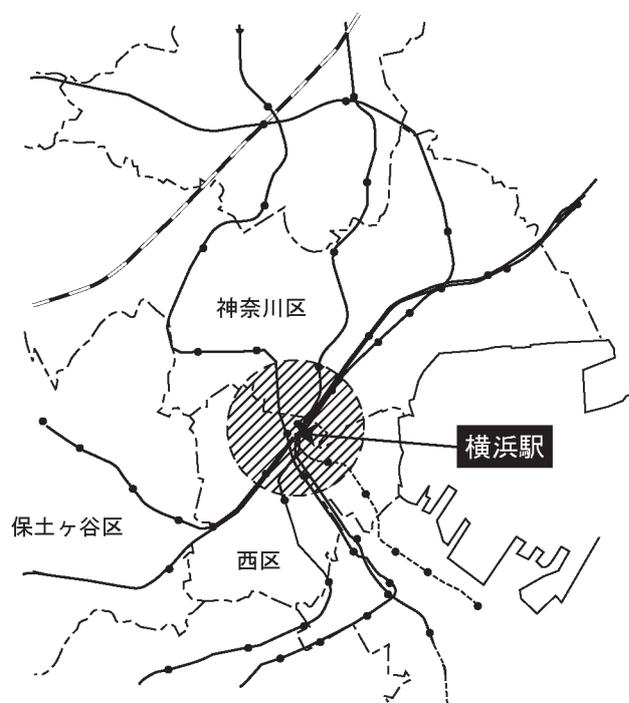


図 2-2 横浜駅周辺の位置

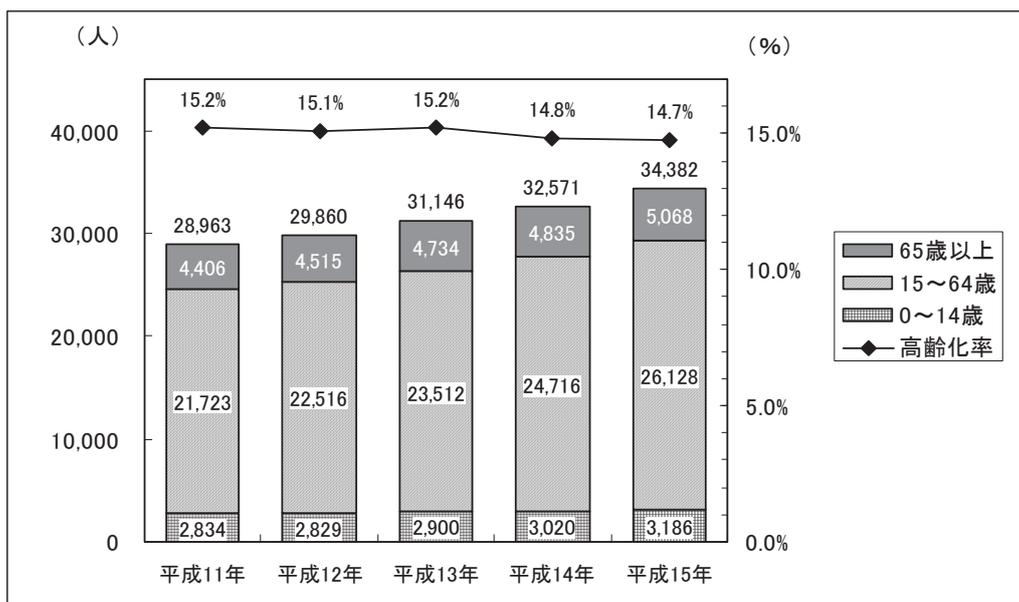


2-2. 人口

横浜駅周辺の人口は、平成 15 年 3 月 31 日現在 34,382 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 5,068 人、高齢化率は 14.7%である。

人口の推移をみると、平成 11 年の 28,963 人から 19.7%増加している。また、高齢化率は平成 11 年の 15.2%から 0.5 ポイント減少している。

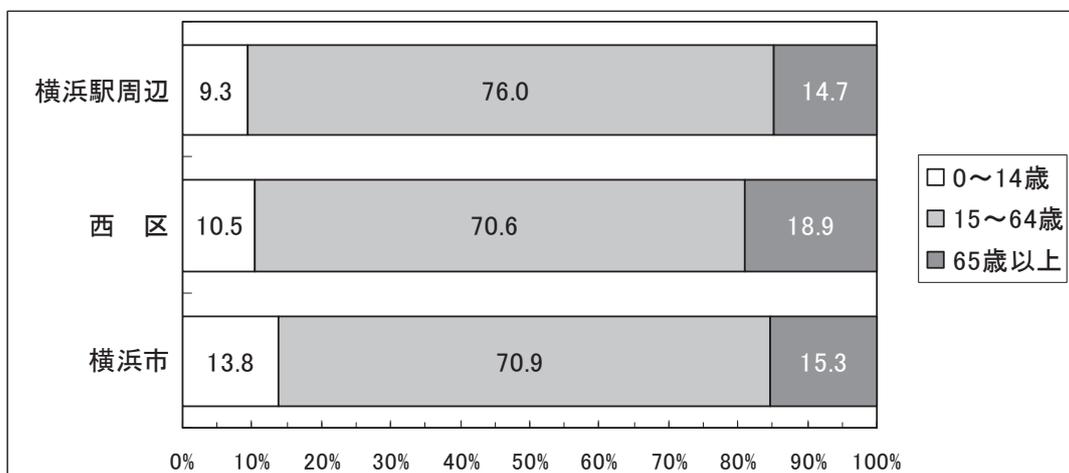
図 2-3 横浜駅周辺の人口推移



資料) 統計でみる横浜 (各年 3 月 31 日現在)

注：ここで横浜駅周辺は、横浜駅から概ね半径 1 km の範囲に含まれる、北幸 1,2 丁目、南幸 1,2 丁目、高島 1,2 丁目、金港町、鶴屋町 1~3 丁目、花咲町 6,7 丁目、平沼 1,2 丁目、南軽井沢、楠町、緑町、みなとみらい 4,5 丁目、岡野 1 丁目、桜木町 6,7 丁目、戸部町 6,7 丁目、戸部本町、青木町、台町、大野町、栄町、沢渡、高島台、浅間町 1 丁目、泉町、桐畑、幸ヶ谷、松ヶ谷、上反町とした。

図 2-4 年齢別人口構成比



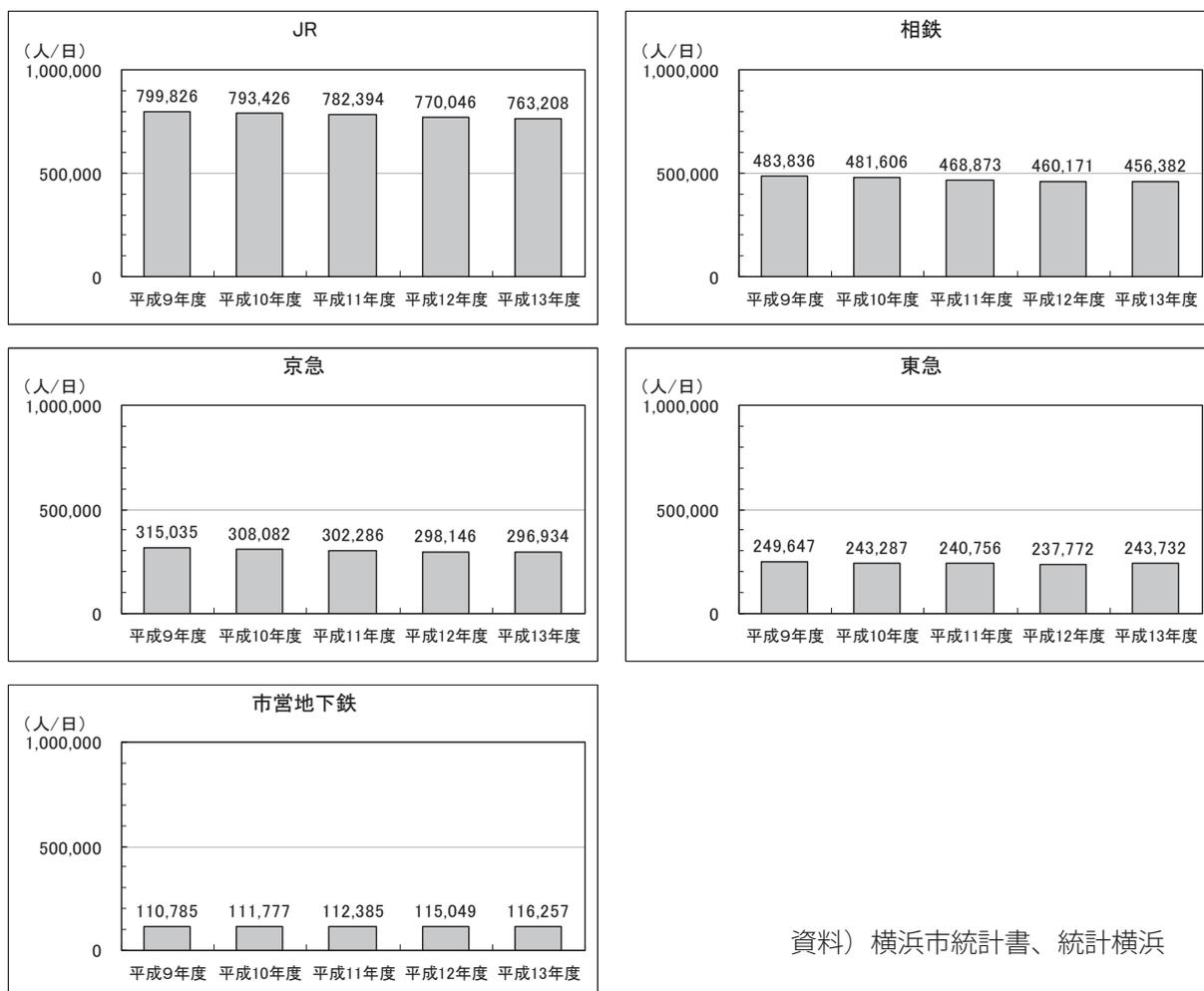
資料) 統計でみる横浜 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

2-3. 公共交通機関

(1) 鉄道

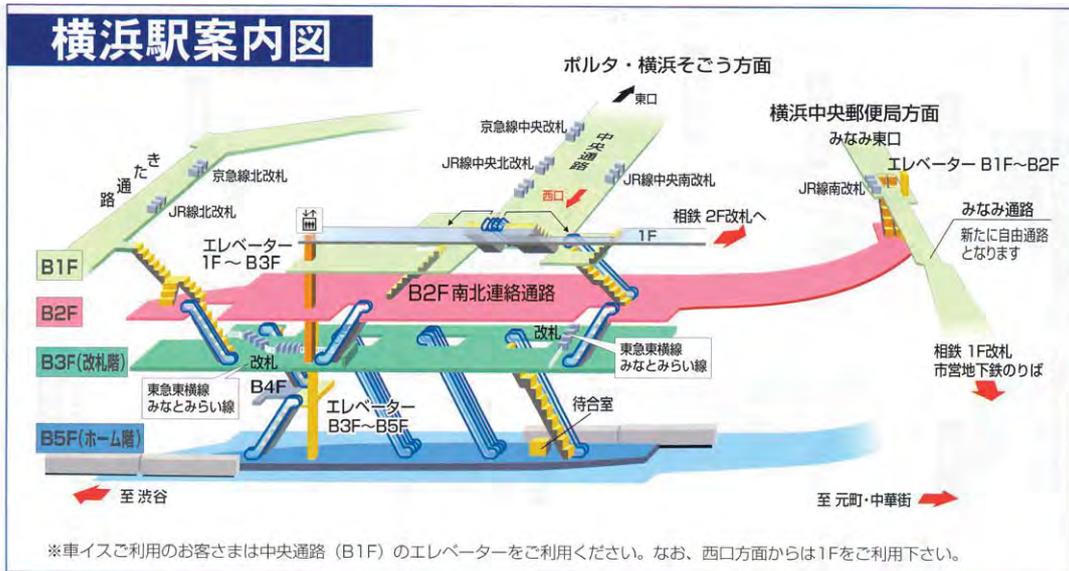
横浜駅周辺には、ターミナル駅である横浜駅を中心に半径1km内に地下鉄と各鉄道で6駅がある。横浜駅には、JR 東海道線、京浜東北線、横須賀線、根岸線（東日本旅客鉄道）、相鉄本線（相模鉄道）、京急本線（京浜急行電鉄）、東急東横線（東京急行電鉄）、みなとみらい線（横浜高速鉄道）及び市営地下鉄が乗り入れている。一日平均乗降客数は、JR 横浜駅が約763,000人、相鉄本線が約456,000人、京急本線が約297,000人、東急東横線が約244,000人、市営地下鉄が約116,000人となっている（みなとみらい線は平成16年2月開業によりデータなし）。

図 2-5 横浜駅の一日平均乗降客数の推移

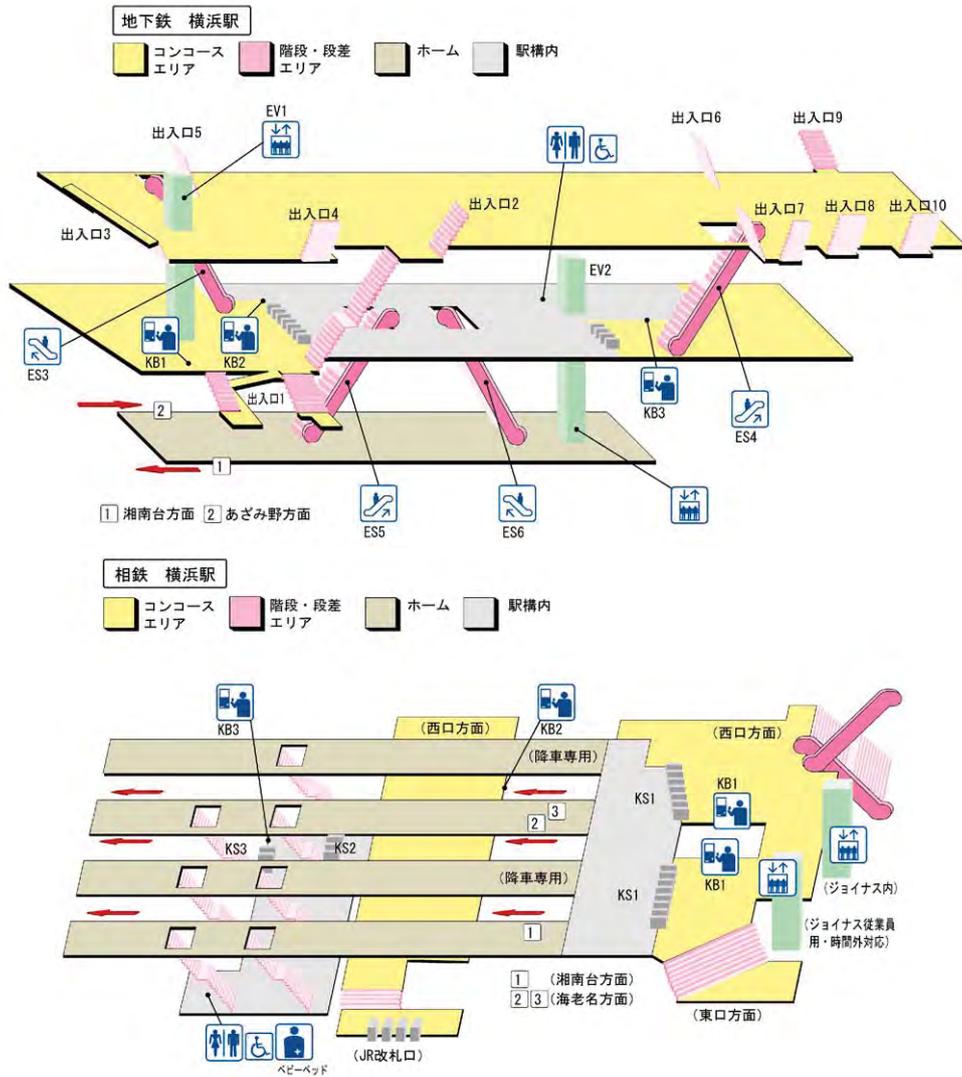


資料) 横浜市統計書、統計横浜

図 2-6 横浜駅の状況



資料) 横浜市都市計画局開発部「横浜駅構内案内パンフレット」



資料) 横浜市鉄道駅に関するバリアフリー調査 (平成 15 年 3 月)

(2) バス

横浜駅周辺の路線バスは、横浜市営バス、神奈川中央交通、京浜急行電鉄、相模鉄道、東急バス及び江ノ島電鉄により運行されているほか、乗合バスが、横浜京急バスにより運行されている。ほとんどの路線が横浜駅を起終点としており、西口から 44 系統、西口第 2 のりばから 13 系統、東口から 27 系統が発着している。また、直行バスや高速バスが西口、東口及び横浜シティ・エア・ターミナルより発着している(図 2-7 参照)。

2-4. 施設の分布状況

横浜駅から概ね半径 1 km の範囲にある主要な施設は、表 2-1 に示すとおりである。

横浜市の都心である横浜駅周辺には、駅ビルや地下街、百貨店など、多くの商業施設が集まっている。また、JR 横浜駅から約 500m 範囲に、かながわ県民センター、新都市ホールなどの行政施設や文化施設が立地している(図 2-7 参照)。

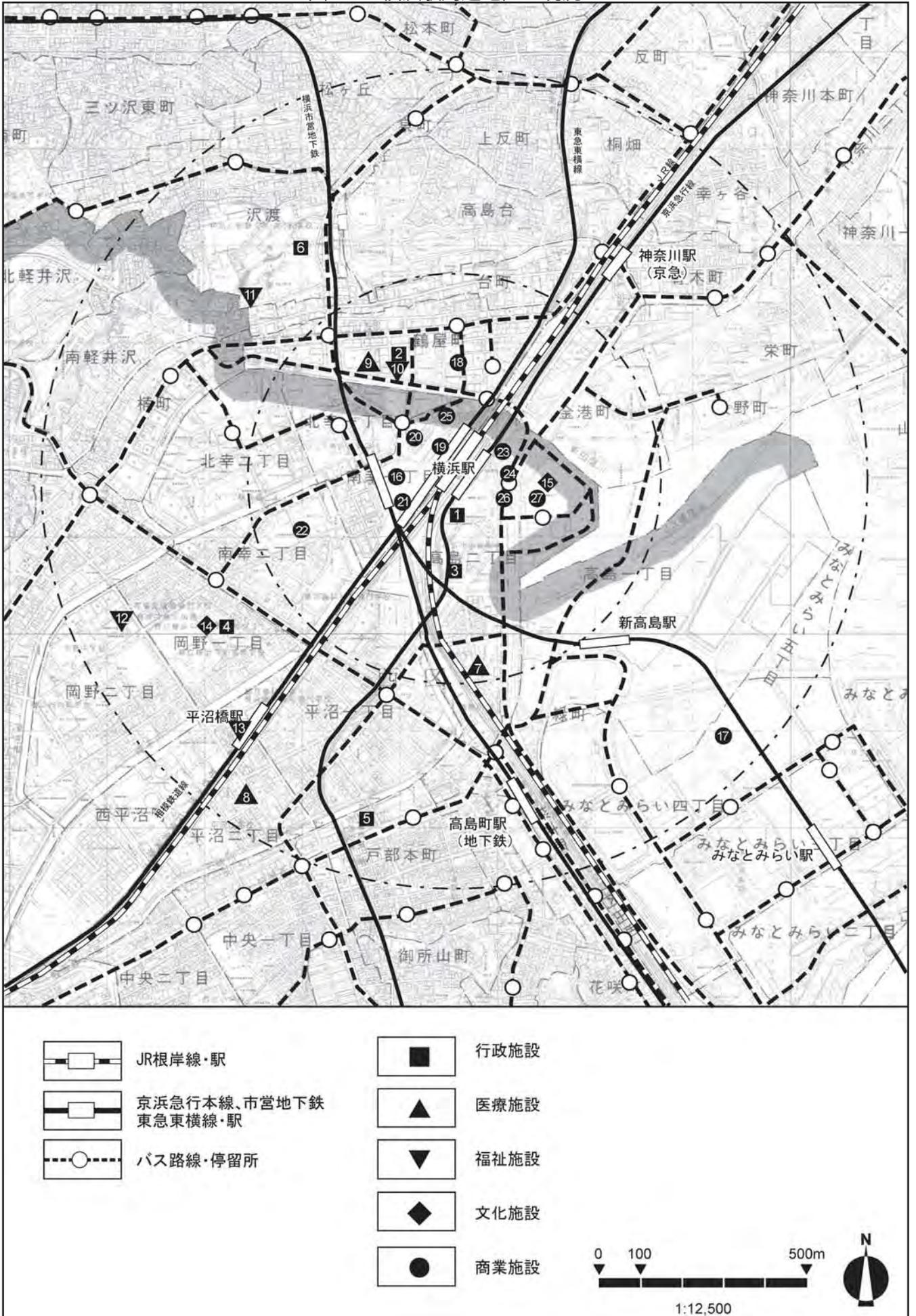
表 2-1 横浜駅周辺の主要施設

種 別	施設名称	施設数
行政施設	1) 横浜駅行政サービスセンター (0)、2) かながわ県民センター (350)、 3) 横浜駅年金相談サービスセンター (300)、 4) 西地区センター (700)、5) 戸部警察署 (950)、 6) 横浜市民防災センター (700)	6
医療施設	7) 善仁会横浜第一病院 (250)、8) コンフォート病院 (1000) 9) 神奈川歯科大学横浜クリニック (350)、	3
福祉施設	10) かながわ福祉推進センター (350)、 11) 神奈川県社会福祉会館 (700)、12) 岡野福祉会館 (1000)、 13) 横浜技術センター (700)	4
文化施設	14) 西公会堂 (700)、15) 新都市ホール (250)	2
商業施設	16) 横浜高島屋 (150)、17) 横浜MMタワー (950)、 18) 横浜駅西口繁華街 (-)、19) 西口シアル (50)、 20) 西口ダイヤモンド地下街 (-)、21) 相鉄ジョイナス (100)、 22) 南幸 2 丁目繁華街 (-)、23) 東口ルミネ (50)、 24) 東口地下街ポルタ (-)、25) 西口岡田屋モアーズ (200)、 26) 横浜駅東口繁華街 (-)、27) そごう横浜店 (200)	12

注) 表中の施設の番号は、図 2-7 の番号と同じである。

()内の数字は、横浜駅からの直線距離(単位:m)である。

図 2-7 横浜駅周辺地区の現況



2-5. まちづくりの方向

横浜駅周辺地区のまちづくりの方向は、「西区まちづくり方針」（横浜市都市計画マスタープラン・西区プラン、平成15年2月）において、次のように定められている。

■まちづくりの目標

都心の魅力とやさしさを実感できる快適なまちをめざす

■実現の方向

目標1 ターミナル機能を強化する

- 北部・南部東西自由通路と南北自由通路の整備及び案内サインの充実を図り駅東西の一体化と駅周辺の回遊性の向上を図るほか、駅やバスターミナルのバリアフリー化を進め、便利で快適な交通ターミナルの形成を図る。
- 地区内交通の改善を図るために、広場や道路の整備のほかに、交通規制による地区内への通過交通の流入制限を検討し、あわせて、ペDESTリアンデッキなど整備により安全で快適な歩行者空間を確保するほか、駐車場・駐輪場の整備により違法駐車への対策を強化する。

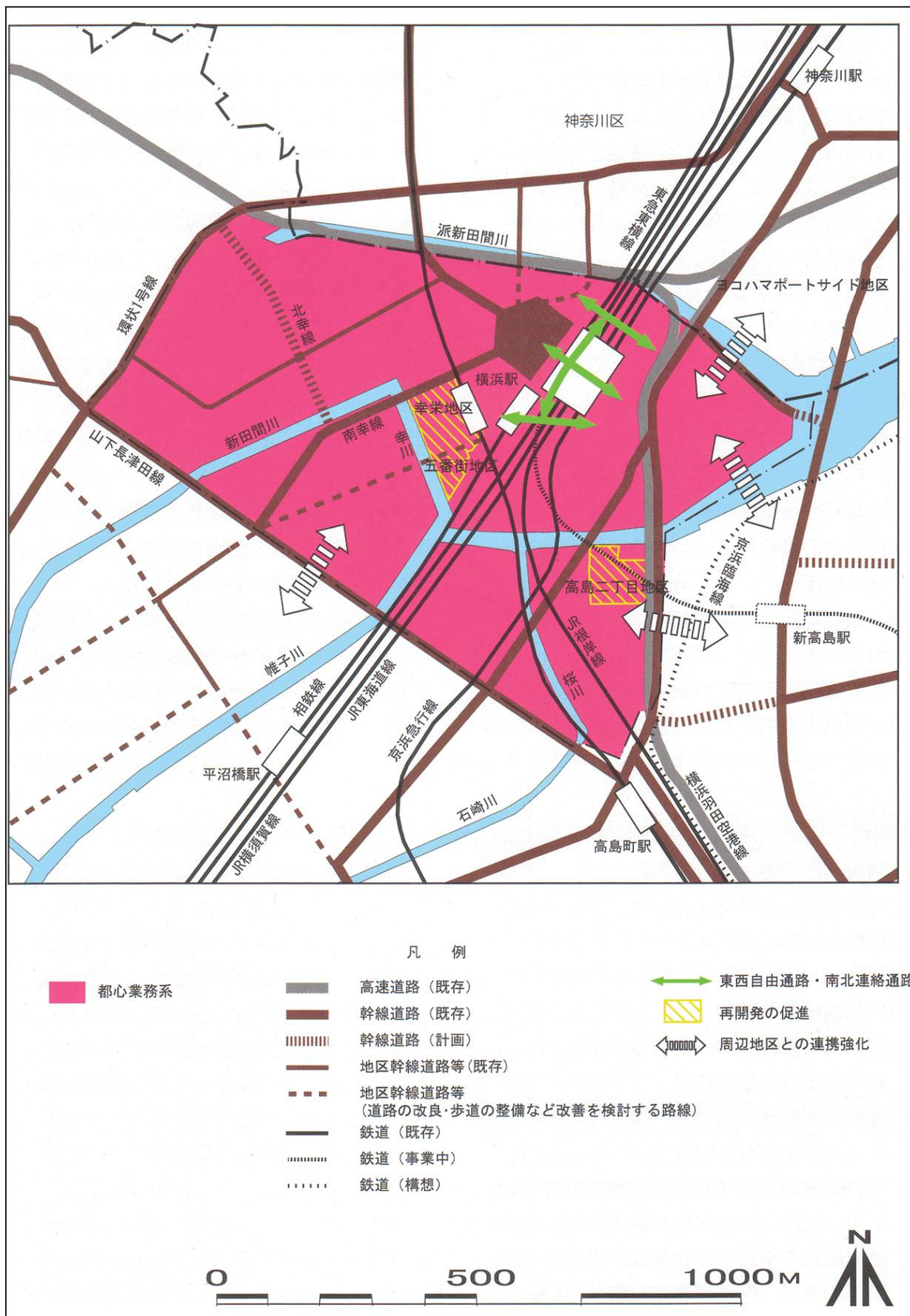
目標2 都心としての魅力を高める

- 都心にふさわしい商業、業務、文化、住宅など多様な機能の集積を進めるとともに、土地の高度利用を図るなど、魅力的な都市空間の創出を図る。
- 独自のブランドイメージなど、新たな付加価値の開発や情報発信を促進し、都心の魅力を実感できるまちづくりを進める。
- みなとみらい21地区、岡野・西平沼周辺、ヨコハマポートサイド地区など周辺地区との連携強化を図り、奥行きのあるまちづくりを進める。

目標3 安全できれいなまちをつくる

- 避難経路の確保や避難訓練の実施など防災面の指導・啓発を行うほか、オープンスペースの確保や建物の耐震化・不燃化など防災機能の強化を図る。
- 公共緑化の推進、親水護岸や親水広場の整備、ポイ捨て防止などの啓発活動、景観を損ねる看板・広告物の撤去及び地元住民と警官が連携した防犯対策の推進など安全で美しい街並みの形成を図る。

図 2-8 横浜駅周辺地区まちづくり方針図



資料) 横浜市都市計画マスタープラン・西区プラン

2-6. 関連プロジェクト

■ 横浜駅整備事業

横浜駅では、駅周辺地区全体の今後一層の発展に向けて、駅の東西の一体化と回遊性を強化し、利用者の安全性と利便性の向上を図るために、きた通路、みなみ通路及び南北連絡通路の3本の自由通路の整備を進めている。

【自由通路計画概要】

●きた通路（北部東西自由通路）

延 長：約110m、幅員：20m

形 態：地下式（地下1階）

国庫補助事業：交通結節点改善事業（国土交通省 道路局）

●みなみ通路（南部東西自由通路）

延 長：約120m、幅員：27m

形 態：地下式（地下1階）

国庫補助事業：まちづくり総合支援事業（国土交通省 都市・地域整備局）

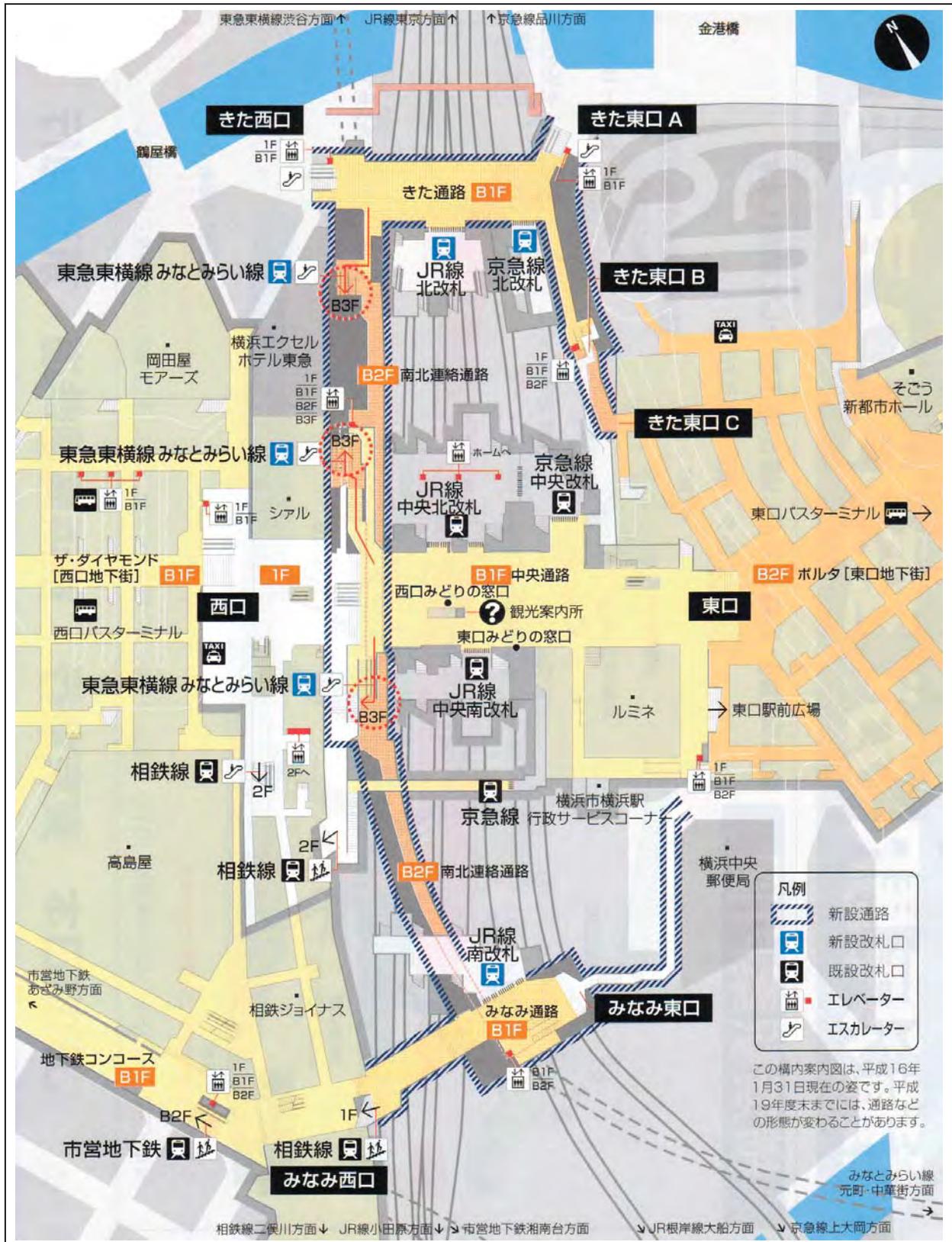
●南北自由通路

延 長：約350m、幅員：8～18m

形 態：地下式（地下2階）

国庫補助事業：まちづくり総合支援事業（国土交通省 都市・地域整備局）

図 2-9 横浜駅自由通路



資料) 横浜市都市計画局開発部「横浜駅構内案内パンフレット」

3. 対象者の特性と配慮すべき事項

本基本構想は、公共交通機関の利用や歩行などの外出行動において何らかの障害がある移動制約者を考慮して策定することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関や歩行空間の実現を目標とするものである。

移動制約者の代表は、高齢者と障害者であるが、妊産婦やけが人など一時的な移動制約者もいる。その移動制約者を歩行困難・情報入手困難の面からみた障害により分類し、その特性に応じて配慮すべき主な事項について整理すると表 3-1 に示すとおりである。

ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 3-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区 分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
「歩行困難」による移動の制約	
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員が必要である。 ・ 路面や床面に段差があると乗り越えることができないため、不要な段差は設けないよう配慮する。 ・ 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 ・ 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・ 扉などを押したり、手前に引いたりする行為は難しいため、扉の形状に配慮する。 ・ 座位等で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られるため、設備機器類や案内標示などの高さに配慮する。 ・ 車いすは、路面や床面との支持が車輪とキャストで行われているので、方向を変える際に一定のスペースが必要となる。 ・ 車いすから便座への移乗など、乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さや介助スペースなどに配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動三輪・四輪車いすは、他の電動車いすに比べ必要な走行スペースが大きいので留意する。
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・ わずかな段の乗り越えが困難であり、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・ 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・ 体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・ 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・ 足腰等が弱くなり階段等を利用することに困難が生じるので、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・ 動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、休憩できる場所の設置に配慮する。 ・ 情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。 ・ 新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作性は単純に、音声と視覚による案内を持つ構造に配慮する。
補助犬利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助犬を利用し移動する者のため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れやベビーカー利用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベビーカーなどの利用に配慮し段差を設けない。 ・ おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・ 乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動制約者 (妊産婦やけが人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・ 妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。
「情報入手困難」による移動の制約	
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・ 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないので、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。 ・弱視者は、個々人で視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより当事者へ伝達できるよう配慮する。 ・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
その他	
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、到達範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。 ・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー利用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。

※下記の参考文献をもとに一部加筆

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成10年3月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂（横浜市福祉局、平成17年3月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成14年3月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン（財団法人運輸経済研究センター、平成6年3月）
- ・高齢者の住まいと交通〔復刻版〕（東京都立大学都市研究所、平成13年10月）

4. まち歩き点検ワークショップの概要

(1) 目的

横浜駅周辺において、次に示す目的で「まち歩き点検ワークショップ」を実施した。

- ・ 駅や駅周辺の移動に関わるバリアやバリアフリーの現状を把握する。
- ・ 関係者が一緒に歩いて現地を点検することで、高齢者、障害者など当事者がかかえる問題の共通認識を深める。
- ・ 参加者から問題点や改善すべき点などの意見・提案を聞き、基本構想策定のための資料とする。

(2) 実施概要

【開催日時】

- ・ 平成 16 年 6 月 9 日（水）、10:00～16:00

【参加者】

横浜地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

- ・ 高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者、子育て支援関係者などの市民
- ・ 学識経験者
- ・ 公共交通事業者、警察署、道路管理者、福祉局、都市計画局、区役所などの職員
- ・ 参加者数：99名

【現地点検】

- ・ 駅や道路等を対象に、移動のしやすさやわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検した。
- ・ なお、点検ルートは、横浜駅が大規模な交通ターミナルであり、駅における移動のバリアが主な問題点となっているため、ルート距離などを勘案しつつ、駅やバスターミナルを中心に設定した（図 4-1 参照）。

【ワークショップ】

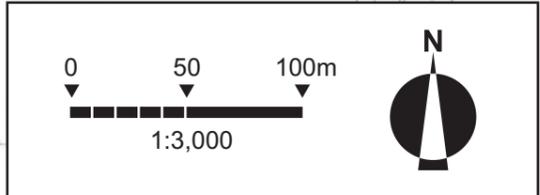
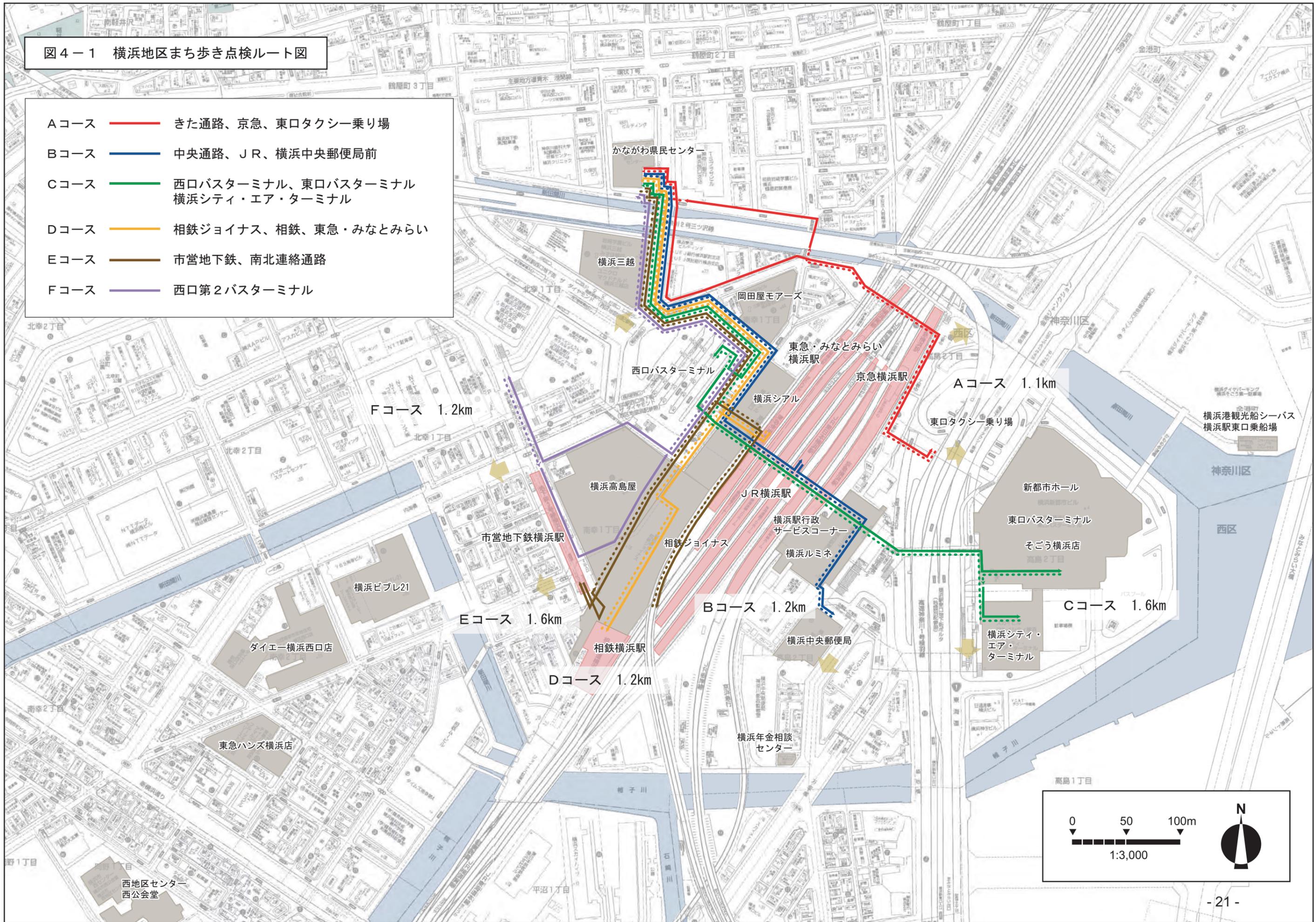
- ・現地点検終了後、現地で確認した良い点、問題点、改善点などを、各参加者から発表してもらい、図面を用いて整理を行った。
- ・各コースの代表者が、整理した意見を発表した。

(3) 指摘事項のまとめ

まち歩き点検ワークショップで出された主な指摘事項は、23～24ページに示すとおりである。

図4-1 横浜地区まち歩き点検ルート図

- Aコース — きた通路、京急、東口タクシー乗り場
- Bコース — 中央通路、JR、横浜中央郵便局前
- Cコース — 西口バスターミナル、東口バスターミナル
横浜シティ・エア・ターミナル
- Dコース — 相鉄ジョイナス、相鉄、東急・みなとみらい
- Eコース — 市営地下鉄、南北連絡通路
- Fコース — 西口第2バスターミナル



【横浜駅周辺まち歩き点検ワークショップにおける指摘事項のまとめ】

指摘箇所・項目	主な指摘事項
JR 横浜駅	<ul style="list-style-type: none"> 中央改札口内のトイレの案内の音声小さく、聞きづらい。 改札口とホームの高低差が解消されているのは中央北改札のみである。 視覚障害者誘導用ブロックの形状と色が新しい基準に合致していない。また、誘導している施設・設備が不十分である。
東急東横線・みなとみらい線横浜駅	<ul style="list-style-type: none"> 現在のエレベーターの位置がわかりづらく、またエレベーターが小さく使いづらい。(地下3階～1階) トイレや券売機、改札での音や点字による案内の内容がわかりにくく、音が聞きづらい。
京急横浜駅	<ul style="list-style-type: none"> ホームと改札を結ぶ高低差の解消が階段昇降機（エスカル）のみである。 ・ホームと車両の段差が大きい。
相鉄横浜駅	<ul style="list-style-type: none"> 西口広場地上からジョイナス、相鉄線乗り場までの視覚障害者誘導用ブロックがない。 相鉄から1階に移動する際、閉店時にはエレベーターを使えるかどうか不明である。 ホームと車両の段差が大きい。 券売機は車いす使用者が利用できない。 自動改札の幅が狭く車いす使用者が利用できない。 相鉄線の駅構内にエレベーターがない。
市営地下鉄横浜駅	<ul style="list-style-type: none"> みなみ通路との間に段差がある。 券売機の蹴込みが浅いので、券売機が利用しづらい。
きた通路	<ul style="list-style-type: none"> 音の情報源が多いのでわかりやすいものにしてほしい。
みなみ通路	<ul style="list-style-type: none"> 通路から外部に出る箇所（東西とも）で段差がある。
南北連絡通路	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックが敷設してあるところに手すりが設置されていない。
西口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> バス停の案内がわかりづらい。(ダイヤモンド地下街脇) ペDESTリアンデッキのエレベーター位置までの視覚障害者誘導用ブロックがない。
東口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> バスの降車場前に案内地図がない。
東口バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> 真ん中のバス停への車いすの行き方がわかりづらい。また、安全に誘導してほしい。
横浜駅東口地下街ポルタ	<ul style="list-style-type: none"> 東口ポルタのエレベーターへの案内がわかりづらい。 東口ポルタのエレベーターへの視覚障害者誘導用ブロックがない。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
道路《歩道の構造》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道の段差がきつい。(岡田屋モアーズ前) ・ 橋を渡る歩道の傾斜がきつい。(14%) ・ 交差点に平坦な場所がない。
《歩道の利用》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車止めが視覚障害者誘導用ブロックと重なっている。 ・ 歩道上の放置自転車 ・ 歩道上に看板が出ていて邪魔になっている。
《道路の横断》	<ul style="list-style-type: none"> ・ モアーズ横の横断歩道に信号がない。 ・ 離れた信号の音が聞こえて勘違いしてしまう。(三越前) ・ 出たすぐの信号は音がでない。(県民センター前) ・ 信号の青時間が短く渡りきれない。(県民センター前)
《案内情報》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2バスターミナルへ行く視覚障害者誘導用ブロックがない。
《その他》	<ul style="list-style-type: none"> ・ グレーチングの網目の粗い箇所がある。 ・ 川沿いの移動空間の確保 ・ 川沿いの遊歩道が駐輪、ゴミなどで歩きにくい。 ・ ビル（歩道）と道路の段差が10cm以上あった。

注) 部会等で出された意見も含まれている。

5. 重点整備地区及びバリアフリー化を図る経路

5-1. 横浜駅周辺地区の重点整備地区の区域

横浜駅は6鉄道事業者が乗り入れており、1日あたりの鉄道利用者数が約190万人で、巨大な交通ターミナルを形成している。さらに、駅に隣接してバス、タクシー、一般車、観光船（シーバス）のターミナルがある。

また、横浜駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mから1km圏には、かながわ県民センター、西地区センター、西公会堂、新都市ホール、神奈川県社会福祉会館といった公共施設や福祉施設が立地しているとともに、駅周辺には、商業施設が数多く立地し、神奈川県随一の集客を誇っている。

横浜駅周辺地区における重点整備地区の区域は、このような状況を踏まえるとともに、「横浜駅周辺地区整備構想」【平成9年4月とりまとめ】と都市再生特別措置法による「都市再生緊急整備地域（横浜駅周辺地域）」【平成14年10月指定】を参考に、横浜駅を中心に隣接するバスターミナルと上記の公共施設等の主要な施設を含む範囲とする。

横浜駅周辺地区における重点整備地区の区域は、図5-1に示すとおりである。

■主要な施設の設定の考え方

種別	施設名称	選定理由
公共施設	【横浜駅行政サービスコーナー】	行政サービスコーナーは住民票や印鑑登録証明書等の証明書を取ることができる施設である。高齢者、障害者を含む不特定多数の市民が利用する施設であることから、主要な施設として選定した。

種別	施設名称	選定理由
公共施設	【かながわ県民センター】	<p>かながわ県民センターは、県民にさまざまなサービスを提供する機関の集合施設となっており、県民のボランティア活動を総合的に支援する拠点施設である「かながわ県民活動サポートセンター」、県民の福祉の拠点である「かながわ福祉推進センター」、日常生活などの相談を受ける「県民の声・相談室」、会議室・ホール、県政情報コーナーなどがある。このように高齢者、障害者を含む不特定の市民が利用する施設であることから、主要な施設として選定した。</p>
	【西地区センター】	<p>地区センターはグループ活動の場となる会議室、料理室、和室、体育館や、親子で遊べるプレイルーム、図書コーナー、囲碁や将棋を楽しめる娯楽コーナーがある施設である。高齢者、障害者を含む不特定多数の市民が利用する施設であることから、主要な施設として選定した。</p>
	【横浜市民防災センター】	<p>横浜市民防災センターは、平常時には市民防災教育の場として防災知識の啓発・訓練等を行い、大地震等の災害時には隣接公園と一体化した一時避難場所として教護・給食・給水及び備蓄物資の放出等救護活動の拠点となる施設である。高齢者、障害者を含む不特定の市民が利用する施設であることから、主要な施設として選定した。</p>
	【西公会堂】	<p>西公会堂にはホールと会議室がある。高齢者、障害者を含む不特定の市民が利用する施設であることから、主要な施設として選定した。</p>

種別	施設名称	選定理由
公共施設	【新都市ホール】	新都市ホールは面積約 900 m ² (約 1,000 席) のイベントスペースである。高齢者、障害者を含む不特定多数の市民が利用する施設であることから、主要な施設として選定した。
福祉施設	【かながわ福祉推進センター】 【神奈川県社会福祉会館】	かながわ福祉推進センターは、福祉意識の醸成やボランティア活動の促進、日常生活における自立支援、福祉サービス利用者の権利擁護等を推進する県民の福祉の拠点施設である。このため、主要な施設として選定した。 神奈川県社会福祉会館は、神奈川県内の社会福祉の充実推進を図ることを目的とした会議、研修、講演会等を行うための会議室、研修室、多目的ホールなどからなる施設である。このため、主要な施設として選定した。
医療施設	【神奈川歯科大学横浜クリニック】	歯科、眼科、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、放射線科からなる診療所である。歯科では障害者の歯科治療を行っている。このため、主要な施設として選定した。
商業施設	【横浜高島屋】 【西口シアル】 【相鉄ジョイナス】 【東口ルミネ】 【西口岡田屋モアーズ】 【そごう横浜店】	店舗面積が 10,000 m ² を超える商業施設である。高齢者、障害者を含む不特定多数の市民が利用する施設であることから、主要な施設として選定した。

5-2. 横浜駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路

横浜駅周辺のまちづくりを進めるにあたっての指針である「横浜駅周辺地区整備構想」において、歩行者空間ネットワークが示されている。この歩行者空間ネットワークを参考にして、横浜駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路については、鉄道会社間の乗り換え、及び鉄道・バス・タクシー等の異なる交通手段の乗り換えにおける移動の円滑化が確保できるようにするとともに、さらに駅と主要な施設とが少なくとも1以上の経路で結ばれるように設定する。

以上のことを踏まえ、横浜駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路を図 5-1 に示す。また、横浜駅構内の詳細図を図 5-2 に示す。

※「バリアフリー化を図る経路」は、地区内のバリアフリー化された経路の配置の方針を示すものであり、交通バリアフリー法に基づく特定経路については、このバリアフリー化を図る経路の中から必要性、移動円滑化基準との整合、整備の可能性などを考慮し、今後、選定していくものである。

特定経路：原則として、平成22年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路

：現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備がされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

準特定経路：特定経路を補完・代替する経路で、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

■各経路の設定の考え方

【横浜駅と県民センター周辺の主要な施設とを結ぶ経路】

- ・県民センター周辺へ至る経路として、県民センター川沿い（経路9）とUFJ銀行前（経路10）～市道高島台第91号線（経路11）を設定する。
- ・この経路により、かながわ県民センター、かながわ福祉推進センター、神奈川歯科大学横浜クリニックなどの主要な施設がバリアフリー化された経路で結ばれる。

【横浜駅と神奈川県社会福祉会館周辺の主要な施設とを結ぶ経路】

- ・神奈川県社会福祉会館へ至る経路として、市道横浜駅泉線（経路 12）～神奈川県社会福祉会館前（経路 13）と、西口第 2 バスターミナル～市道横浜駅泉線（経路 14）～市道横浜駅泉線（経路 12）～神奈川県社会福祉会館前（経路 13）を設定する。
- ・この経路により、横浜市民防災センター、一時避難所である沢渡中央公園、神奈川県社会福祉会館などの主要な施設がバリアフリー化された経路で結ばれる。

【横浜駅と西公会堂周辺の主要な施設とを結ぶ経路】

- ・西公会堂周辺へ至る経路として、地下鉄横浜駅上（経路 15）～市道高島台 161 号線（経路 16・17）～市道高島台第 197 号線（経路 17）～県道横浜生田線（経路 18）～西公会堂・西地区センター前（経路 19）とジョイナスビル通路（経路 21）～パルナード（経路 20）～県道横浜生田線（経路 18）～西公会堂・西地区センター前（経路 19）を設定する。
- ・この経路により、西地区センター、西公会堂などの主要な施設がバリアフリー化された経路で結ばれる。
- ・さらに、西地区センター沿道の大規模商業施設への経路が確保される。

【横浜駅と横浜観光船シーバス横浜駅東口乗船場とを結ぶ経路】

- ・横浜観光船シーバス横浜駅東口乗船場へ至る経路として、きた通路（経路 1）～きた通路～横浜観光船シーバス方面デッキ（経路 25）を設定する。
- ・この経路により、横浜駅と横浜観光船シーバス横浜駅東口乗船場がバリアフリー化された経路で結ばれ、ポートサイド地区方面への経路も確保される。
- ・また、横浜観光船シーバス横浜駅東口乗船場と東口バスターミナルなどを結ぶ経路として、かもめ歩道橋（経路 24）を設定する。

【横浜駅とみなとみらい 2 1 地区とを結ぶ経路】

- ・横浜駅からみなとみらい 2 1 地区へ至る経路として、中央通路（経路 2）～国道

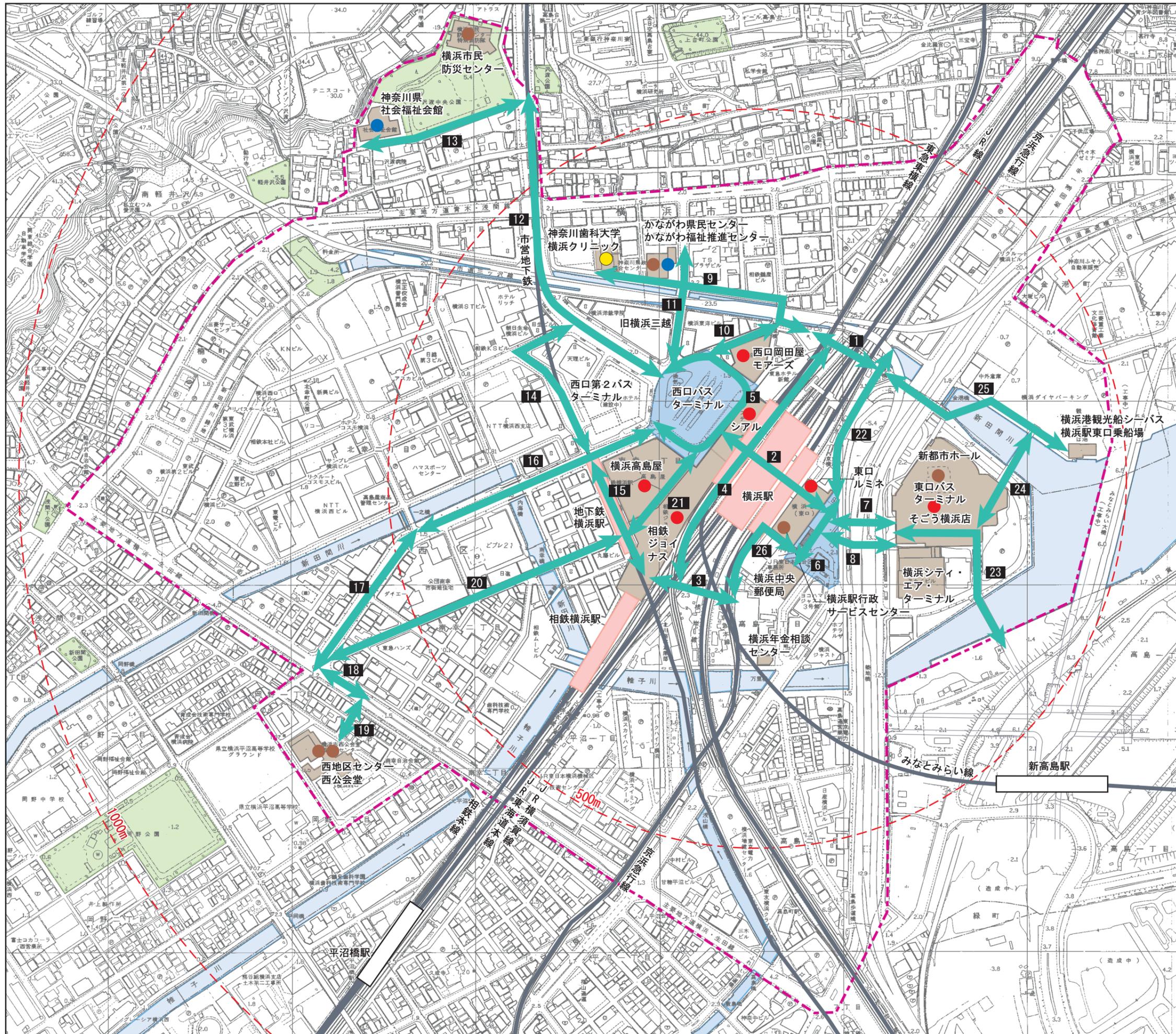
1号線歩道橋（経路7）または横浜駅東口地下街ポルタ（経路8）～新都市ビルー横浜駅東口ペデストリアンデッキ（経路23）を設定する。

- ・この経路により、横浜駅周辺地区からみなとみらい21地区へのバリアフリー化された経路が確保される。

【横浜駅を回遊する経路】

- ・横浜駅を回遊する経路として、きた通路（経路1）、中央通路（経路2）、みなみ通路（経路3）、南北連絡通路（経路4）、西口駅前広場（経路5）、東口駅前広場（経路6）、横浜駅東口地下街ポルタ（経路8）、北東口ー東口駅前広場（経路22）、みなみ通路ー東口駅前広場（経路26）を設定する。
- ・この経路により、5つの駅とバスターミナル、タクシー乗り場などがバリアフリー化された経路で結ばれる。

図 5-1 重点整備地区の区域と
バリアフリー化を図る経路



- 重点整備地区の区域
 - ↔ バリアフリー化を図る経路
- | | |
|--|---|
| 駅前広場 | 公園 |
| 公共施設 | 福祉施設 |
| 医療施設 | 商業施設 |

- 【バリアフリー化を図る経路】
- 1 きた通路
 - 2 中央通路
 - 3 みなみ通路
 - 4 南北連絡通路
 - 5 西口駅前広場
 - 6 東口駅前広場
 - 7 国道1号線歩道橋
 - 8 横浜駅東口地下街ポルタ
 - 9 県民センター側川沿い
 - 10 三菱東京UFJ銀行前
 - 11 市道 高島台第91号線
 - 12 市道横浜駅泉線
 - 13 神奈川県社会福祉会館前
 - 14 西口第2バスターミナル～市道横浜駅泉線
 - 15 地下鉄横浜駅上
 - 16 市道 高島台第161号線
 - 17 市道 高島台第161・197号線
 - 18 県道 横浜生田線
 - 19 西公会堂・西地区センター前
 - 20 パルナード
 - 21 ジョイナスビル通路
 - 22 北東口～東口駅前広場
 - 23 新都市ビル～横浜駅東口ペデストリアンデッキ
 - 24 かめめ歩道橋
 - 25 きた通路～横浜港観光船シーバス方面デッキ
 - 26 南通路～東口駅前広場

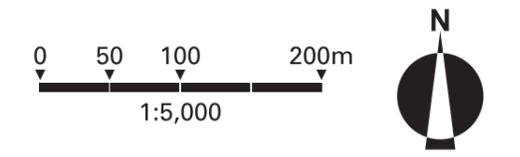
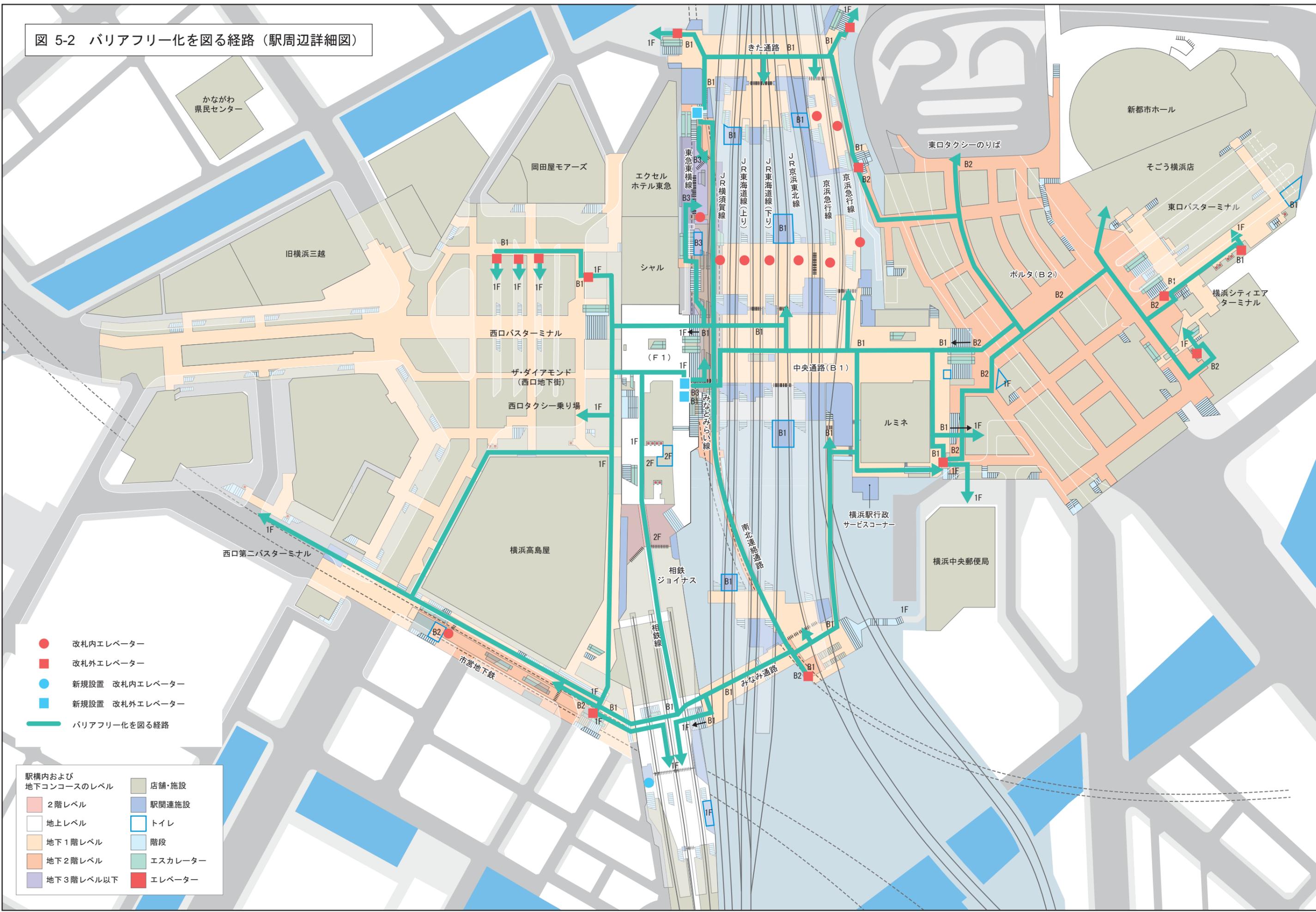


図 5-2 バリアフリー化を図る経路（駅周辺詳細図）



- 改札内エレベーター
- 改札外エレベーター
- 新規設置 改札内エレベーター
- 新規設置 改札外エレベーター
- バリアフリー化を図る経路

- | | |
|---|---|
| 駅構内および地下コンコースのレベル | 店舗・施設 |
| 2階レベル | 駅関連施設 |
| 地上レベル | トイレ |
| 地下1階レベル | 階段 |
| 地下2階レベル | エスカレーター |
| 地下3階レベル以下 | ■ エレベーター |

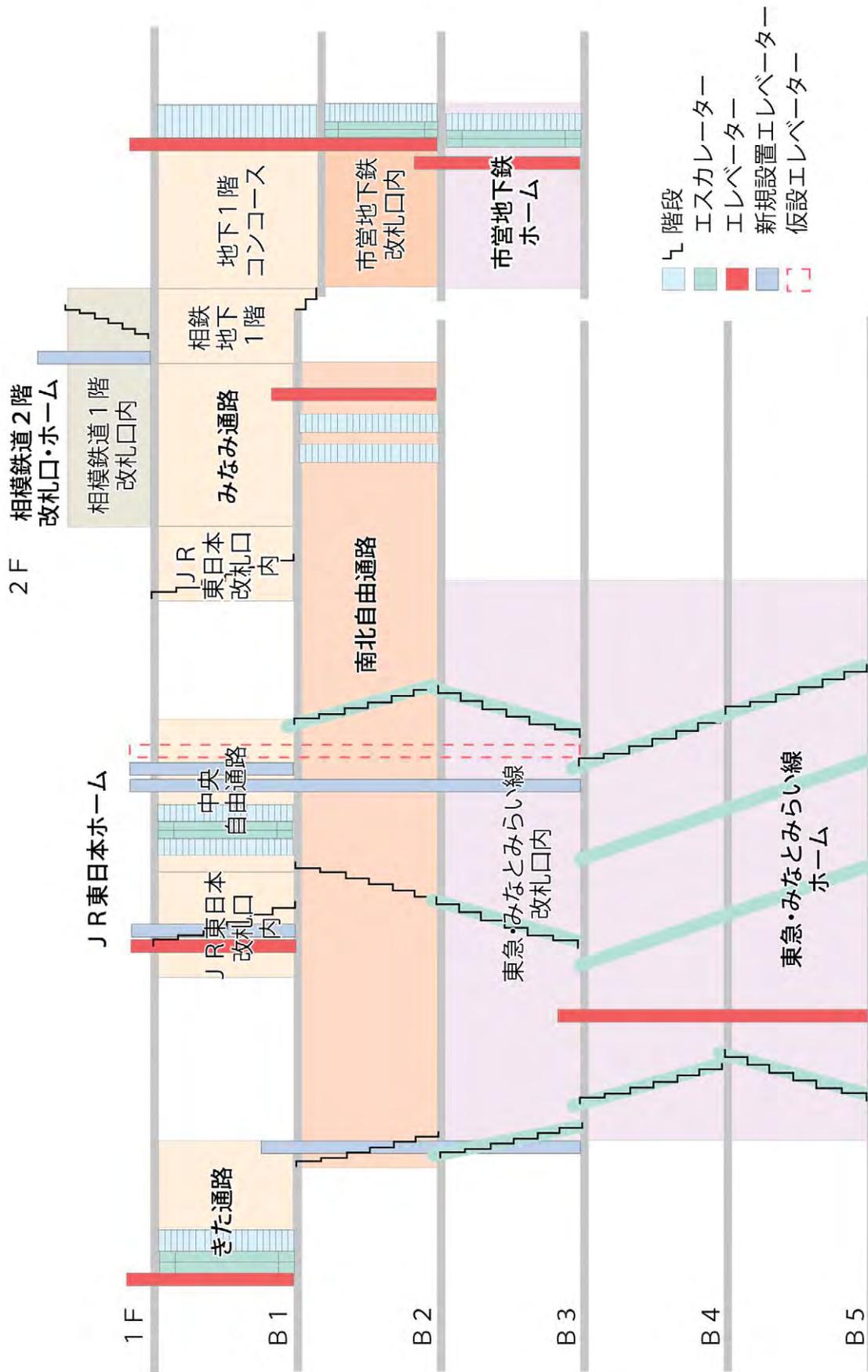


図5-3 横浜駅南北断面略図

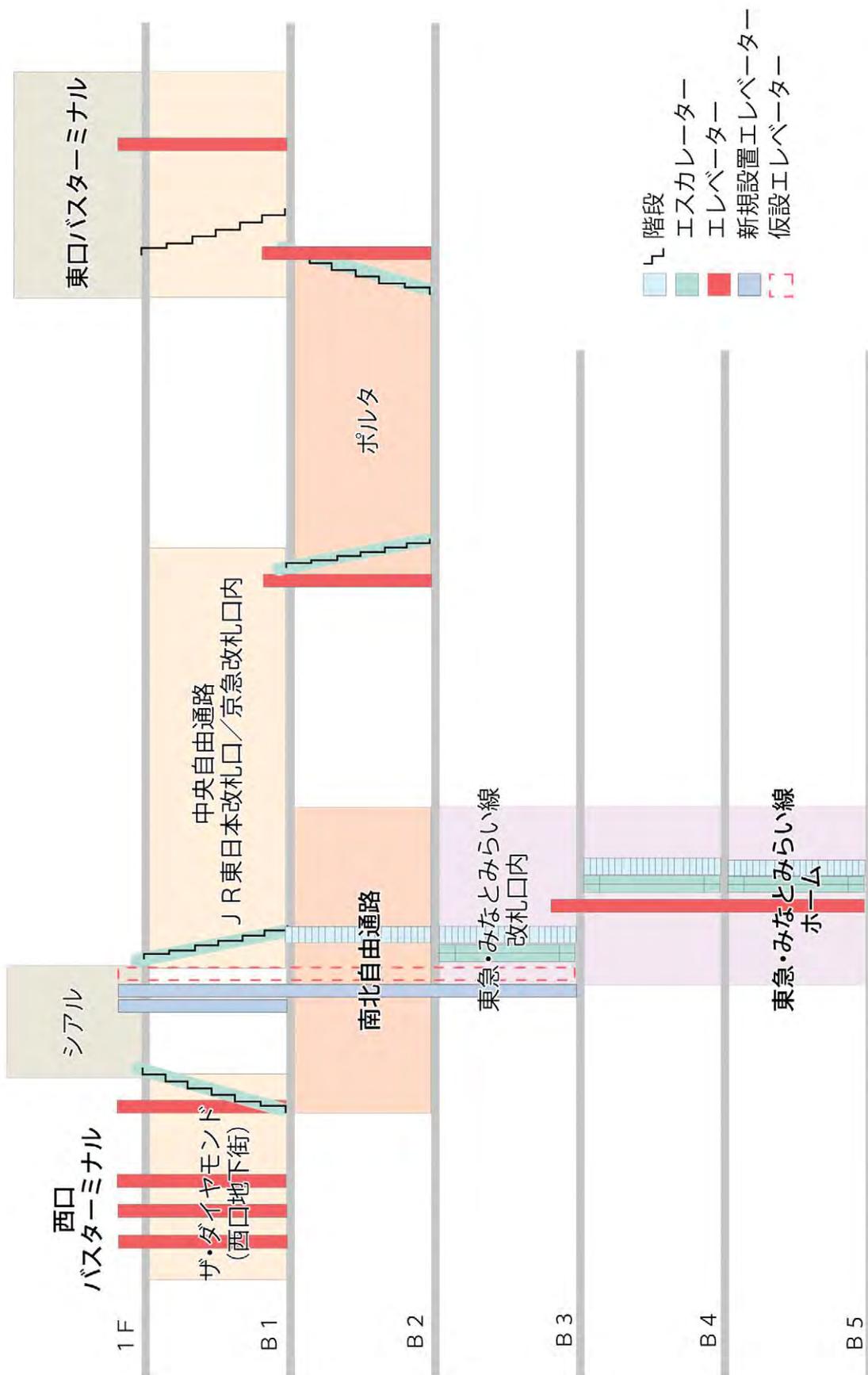


図5-4 横浜駅東西断面略図

5-3. 重点整備地区の現状と課題

次頁以降に示す資料は、平成 16 年 6 月 9 日に実施した「まち歩き点検ワークショップ」、「バリア、バリアフリーについてのご意見」及び事務局による補足調査の結果をもとに、重点整備地区の鉄道駅・バスターミナル及びバリアフリー化を図る経路における主な指摘事項等を整理し、合わせて、その指摘事項に対する対応の考え方、対応を検討する際の目安となる交通バリアフリー法に基づく基準（地形等によりやむを得ない場合の基準値も併記）を整理したものである。

(1) 鉄道駅・バスターミナル

① JR 横浜駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 中央改札口内のトイレの案内の音声小さく、聞きづらい 改札口とホームの高低差が解消されているのは中央北改札のみである 視覚障害者誘導用ブロックの形状と色が新しい基準に合致していない。また、誘導している施設・設備が不十分である 切符券売機の上部には車いすからは手が届かない(高すぎる) 	<ul style="list-style-type: none"> 音声案内の改善 中央通路北改札口から駅施設出入口までの移動円滑化経路の確保 適切な視覚障害者誘導用ブロックの敷設 適切な高さの券売機の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 1 以上の券売機は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造

② 東横線・みなとみらい線横浜駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 現在のエレベーターの位置が分かりづらく、またエレベーターが小さく使いづらい (地下3階～1階) トイレや券売機、改札での音や点字による案内の内容がわかりにくく、音が聞きづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 案内表示の改善、エレベーターの改良 音声案内・点字案内の改善 	移動円滑化基準

<ul style="list-style-type: none"> 東急駅券売機の一カ所を車いすの方に使いやすい配慮をした方がいい 	<ul style="list-style-type: none"> 券売機の蹴込み部の確保と適切な高さへ改善 	<ul style="list-style-type: none"> 1 以上の券売機は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造
---	--	--

③ 京浜急行横浜駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> ホームと改札を結ぶ高低差の解消が階段昇降機（エスカル）のみである ホームと車両の段差が大きい トイレの音声の案内が必要 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 段差の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける

④ 相鉄横浜駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 西口広場地上からジョイナス、相鉄線乗り場まで誘導ブロックがない 相鉄から1階に移動する際、閉店時にはエレベーターを使えるかどうか不明 ホームと車両の段差が大きい 券売機は車いす使用者が利用できない 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 ジョイナスエレベーター利用案内の充実 段差の改善 券売機の蹴込み部の確保と適切な高さへ改善 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 1 以上の券売機は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造

<ul style="list-style-type: none"> • 自動改札の幅が狭く車いす使用者が利用できない • 相鉄線の駅構内にエレベーターがない • 相鉄2階券売機（西側）点字運賃表までの誘導ブロックがない • 相鉄改札からジョイナスエレベーターまでの案内サインがない • ジョイナスの視覚誘導ブロックがないところがある。輝度比が不十分、壁に近すぎる • 階段の手すりの切れ目（35cm）が危険 	<ul style="list-style-type: none"> • 拡幅改札の設置 • エレベーターの設置 • 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 • 案内の設置 • 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 • 手すりの改善 	<ul style="list-style-type: none"> • 移動円滑された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける • 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 • 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
--	---	---

⑤ 地下鉄横浜駅

<ul style="list-style-type: none"> • まち歩き点検等における主な指摘事項 • みなみ通路との間に段差がある • 券売機の蹴込みが浅いので、券売機が利用しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> • 対応の考え方（案） • 段差の解消 • 券売機の蹴込み部の確保と適切な高さへ改善 	<ul style="list-style-type: none"> • 移動円滑化基準 • 移動円滑された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける • 1以上の券売機は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造
--	--	---

⑥ 西口バスターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> ・西口バスターミナルのエレベーター音声案内が聞こえにくい ・西口バス停保護柵がない ・西口バスターミナルから階段に降りる手すりに点字表示がない ・バス停に路線や時刻の点字表示がほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声案内の改善 ・バス乗り場の改善 ・点字の貼付 ・点字案内の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該乗降場において停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造 ・手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること

⑦ 西口第2バスターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> ・バス乗り場 昇降口の幅がバスと違う ・バス乗り場の案内が分かりにくい ・点字案内がない ・視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス乗り場の改善 ・車いす利用者等のご利用の際には、停車位置をずらす等の措置を講ずる ・点字案内の設置 ・適切な視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該乗降場において停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造 ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑧ 東口バスターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 真ん中のバス停への車いすの行き方が分かりづらい。また、安全に誘導して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> 案内の改善、警備員の教育の充実 	

⑨ 横浜シティ・エア・ターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの誘導がポルタから階段で止まっており、エレベーターには誘導されていない。また、色も所々統一されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

(2) バリアフリー化を図る経路

① きた通路

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> 音の情報源が多いので分かりやすいものにして欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> 音響案内の改善 	

② 中央通路

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの形状と色が新しい基準に合致していない。また、誘導している施設・設備が不十分である ・現在のエレベーターは1階と地下1階間を移動するためには利用出来ない ・中央通路に待ち合わせ・休憩用の長いす ・(地上、ポルタへの)エレベーターまでの誘導ブロックがない ・手すりが壁側にしかないため、階段中央にもつけてほしい ・東口ポルタへのエレベーターの案内がわかりづらい ・中央通路から東口バスターミナルへのサインが小さく分かりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な視覚障害者誘導用ブロックの敷設 ・改札口階（地下1階）と西口1階とを結ぶエレベーターの設置 ・適切な視覚障害者誘導用ブロックの敷設 ・手すりの設置 ・案内の改善 ・案内の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ・移動円滑された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

③ みなみ通路

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> ・通路から外部に出る箇所（東西とも）で段差がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道に接続する歩道などの部分：接続部分の段差は2cmを標準とする

④ 南北連絡通路

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 誘導ブロックが敷設してあるところに手すりが設置されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりを両側に設ける

⑤ 西口駅前広場

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> エレベーター位置までの誘導ブロックがない 第2バスターミナルへ行く誘導ブロックがない 歩道上の放置自転車 車止めが誘導ブロックと重なっている 横断歩道の段差がきつい エレベーターの利用時間に制限がある 案内板のある場所をわかりやすくしてほしい バス停の案内が分かりづらい（ダイヤモンド地下街脇） モアーズ横の横断歩道に信号がない 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 違法駐輪の撤去 歩道上の障害物の移動・撤去 段差の解消 案内の改善 案内の改善 信号の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 横断歩道に接続する歩道などの部分：接続部分の段差は2cmを標準とする

⑥ 東口駅前広場

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> • バスの降車場前に案内地図がない • 誘導ブロック点字ブロックが白で見づらい • 東口駅前地上の便所への誘導ブロックなし • 誘導ブロック上に看板あり • 地下街階段の地上出口部の段差 	<ul style="list-style-type: none"> • 地図の設置 • 適切な視覚障害者誘導用ブロックの敷設 • 障害物の移動・撤去 • 段差の改善 	<ul style="list-style-type: none"> • 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置 • 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑦ 国道1号線歩道橋

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> • 横断歩道にエレベーターがない • 横断歩道の先にどのような施設があるかわかりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターの設置 • 案内表示の改善 	<ul style="list-style-type: none"> • 移動円滑化された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける • 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置

⑧ 横浜駅東口地下街ポルタ

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 東口ポルタのエレベーターへ案内が分かりづらい 東口ポルタのエレベーターへの誘導ブロックの誘導がない (北東口への) 自動ドアの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 案内の改善 適切な視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑨ 県民センター側川沿い

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 川沿いの移動空間の確保 川沿いの遊歩道が駐輪、ゴミなどで歩きにくい ビル (歩道) と道路の段差が10cm以上あった 	<ul style="list-style-type: none"> 段差などの改善 障害物の移動・撤去 段差の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道に接続する歩道などの部分：接続部分の段差は2cmを標準とする

⑩ UF J 銀行前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 歩道上の放置自転車 歩道上に看板が出ていて邪魔になっている 横断歩道に車止めがある 	<ul style="list-style-type: none"> 違法駐輪の撤去 歩道上の障害物の移動・撤去 歩道上の障害物の移動・撤去 	

⑪ 市道 高島台第 91 号線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 交差点部の歩道のすりつけ勾配が急な箇所がある 交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 歩道上の放置自転車 橋を渡る歩道の傾斜がきつい (14%) 離れた信号の音が聞こえて勘違いしてしまう 信号の青時間が短く渡りきれない 出ですぐの信号は音が出ない 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 違法駐輪の撤去 歩道のこう配の改善 音響信号の改善 信号機の青時間の延長 信号の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配 1%(2%)以下、縦断勾配 5%(8%)以下 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 縦断勾配 5%(8%)以下

⑫ 市道 横浜駅泉線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 歩道の横断勾配が急な箇所がある 歩道の車両乗入れ部の箇所では平坦部の幅員が確保できていない 交差点部の歩道のすりつけ勾配が急な箇所がある 交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 歩道の平坦部の確保 歩道の勾配の改善 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配 1%(2%)以下 車両乗入れ部の平坦部分(横断勾配 1%(2%)以下)を、有効幅員 2m 以上を確保 横断勾配 1%(2%)以下、縦断勾配 5%(8%)以下 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑬ 市道 社会福祉会館前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 路面が石畳みで車いすでは通行しづらい 歩道の横断勾配が急な箇所がある 歩道の縦断勾配が急な箇所がある 車止めや自転車が通行の障害となっている箇所がある 視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切な部分がある 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の平坦性の確保 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 歩道上の障害物の移動・撤去 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平坦で滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げ 横断勾配 1%(2%)以下 縦断勾配 5%(8%)以下 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチングの網目の粗い箇所がある ・歩道の有効幅員が1.8mとなっている部分がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝の蓋の改善 ・歩道の有効幅員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保
--	--	--

⑭ 西口第2バスターミナル～市道横浜泉線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> ・交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑮ 地下鉄横浜駅上

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の横断勾配が急な箇所がある ・歩道の縦断勾配が急な箇所がある ・交差点部の歩道のすりつけ勾配が急な箇所がある ・交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 ・第2バスターミナルへ行く誘導ブロックがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の勾配の改善 ・歩道の勾配の改善 ・歩道の勾配の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> ・横断勾配 1%(2%)以下 ・縦断勾配 5%(8%)以下 ・横断勾配 1%(2%)以下、縦断勾配 5%(8%)以下 ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑩ 市道 高島台第 161 号線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 歩道の横断勾配が急な箇所がある 歩道の縦断勾配が急な箇所がある 歩道の車両乗入れ部の箇所です平坦部の幅員が確保できていない 交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 第2バスターミナルへ行く誘導ブロックがない 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 歩道の平坦部の確保 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配 1%(2%)以下 縦断勾配 5%(8%)以下 車両乗入れ部の平坦部分(横断勾配 1%(2%)以下)を、有効幅員 2m 以上を確保 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑪ 市道 高島台第 161・197 号線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 歩道の横断勾配が急な箇所がある 歩道の縦断勾配が急な箇所がある 歩道の車両乗入れ部のため勾配が急な箇所がある 交差点部の歩道のすりつけ勾配が急な箇所がある 放置自転車がが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 違法駐輪の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配 1%(2%)以下 縦断勾配 5%(8%)以下 車両乗入れ部の平坦部分(横断勾配 1%(2%)以下)を、有効幅員 2m 以上を確保 横断勾配 1%(2%)以下、縦断勾配 5%(8%)以下

<ul style="list-style-type: none"> • 交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
---	--	---

⑱ 県道 横浜生田線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> • 歩道の横断勾配が急な箇所がある • 歩道の縦断勾配が急な箇所がある • 交差点部の歩道のすりつけ勾配が急な箇所がある • 放置自転車が多い • 交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> • 歩道の勾配の改善 • 歩道の勾配の改善 • 歩道の勾配の改善 • 違法駐輪の撤去 • 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 横断勾配 1%(2%)以下 • 縦断勾配 5%(8%)以下 • 横断勾配 1%(2%)以下、縦断勾配 5%(8%)以下 • 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑲ 市道 西公会堂・西地区センター前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> • 歩道の有効幅員が 1.2m となっている部分がある • 歩道の横断勾配が急な箇所がある • 歩道の縦断勾配が急な箇所がある 	<ul style="list-style-type: none"> • 歩道の有効幅員の確保 • 歩道の勾配の改善 • 歩道の勾配の改善 	<ul style="list-style-type: none"> • 有効幅員が 2m 以上の歩道を連続して確保 • 横断勾配 1%(2%)以下 • 縦断勾配 5%(8%)以下

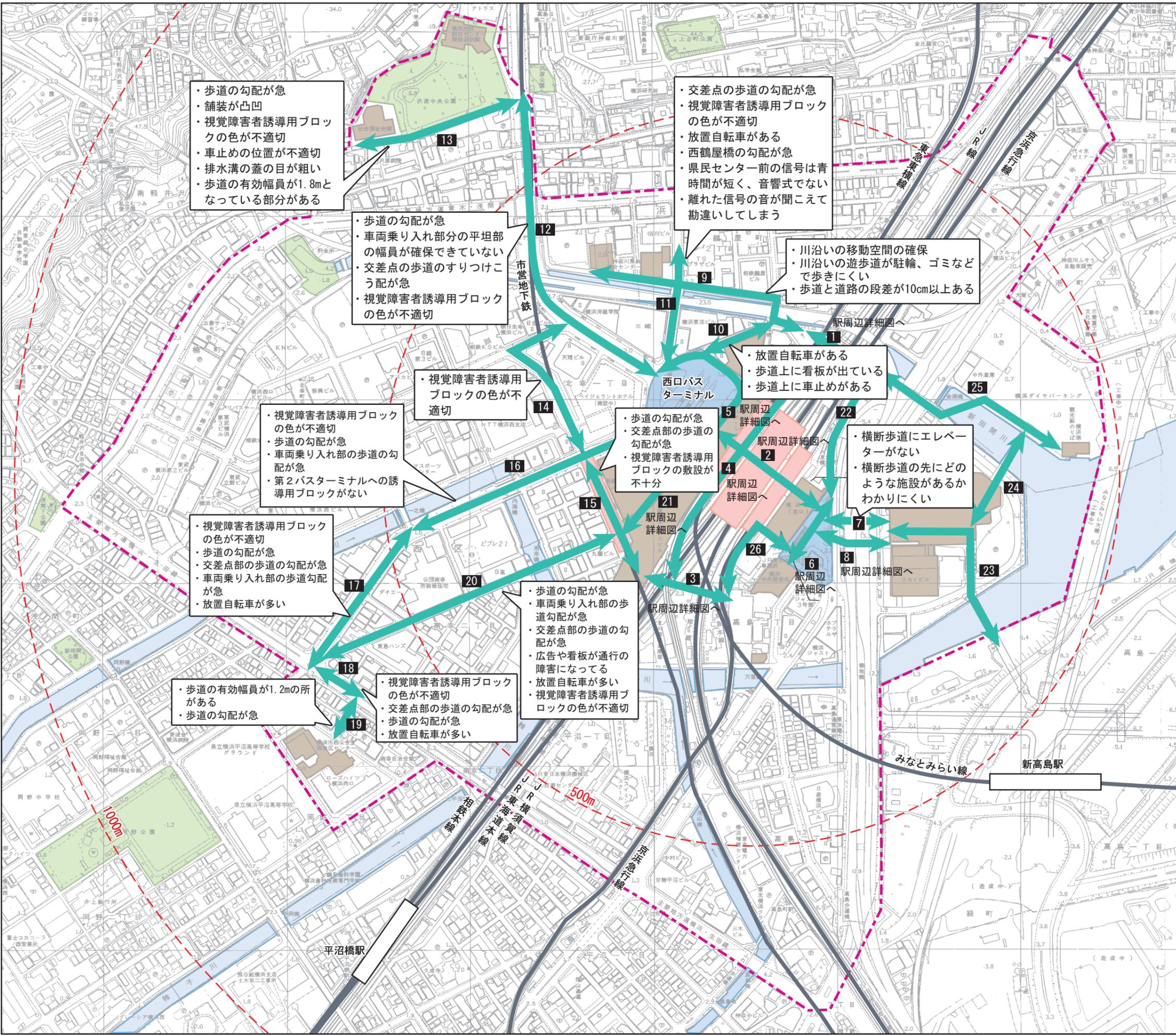
⑳ 市道 パルナード

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 歩道の横断勾配が急な箇所がある 歩道の縦断勾配が急な箇所がある 歩道の車両乗入れ部のため勾配が急な箇所がある 交差点部の歩道のすりつけ勾配が急な箇所がある 広告や看板が通行の障害となっている箇所がある 放置自転車が多い 交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 歩道上の障害物の移動・撤去 違法駐輪の撤去 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配 1%(2%)以下 縦断勾配 5%(8%)以下 車両乗入れ部の平坦部分(横断勾配 1%(2%)以下)を、有効幅員 2m 以上を確保 横断勾配 1%(2%)以下、縦断勾配 5%(8%)以下 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

㉑ ジョイナスビル通路

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	移動円滑化基準
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

図 5-5 主な指摘事項等



重点整備地区の区域

バリアフリー化を図る経路

駅前広場

公園

【バリアフリー化を図る経路】

- 1 きた通路
- 2 中央通路
- 3 みなみ通路
- 4 南北連絡通路
- 5 西口駅前広場
- 6 東口駅前広場
- 7 国道1号線歩道橋
- 8 横浜駅東口地下街ポルタ
- 9 県民センター側川沿い
- 10 三菱東京UFJ銀行前
- 11 市道 高島台第91号線
- 12 市道横浜駅泉線
- 13 神奈川県社会福祉会館前
- 14 西口第2バスターミナル～市道横浜駅泉線
- 15 地下鉄横浜駅上
- 16 市道 高島台第161号線
- 17 市道 高島台第161・197号線
- 18 県道 横浜生田線
- 19 西公会堂・西地区センター前
- 20 パルナード
- 21 ジョイナスビル通路
- 22 北東口～東口駅前広場
- 23 新都市ビル～横浜駅東口ペDESTリアンデッキ
- 24 かもめ歩道橋
- 25 きた通路～横浜港観光船シーバス方面デッキ
- 26 南通路～東口駅前広場

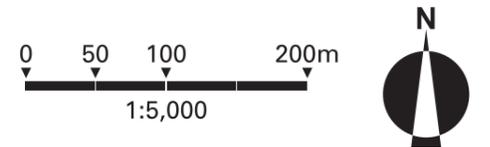
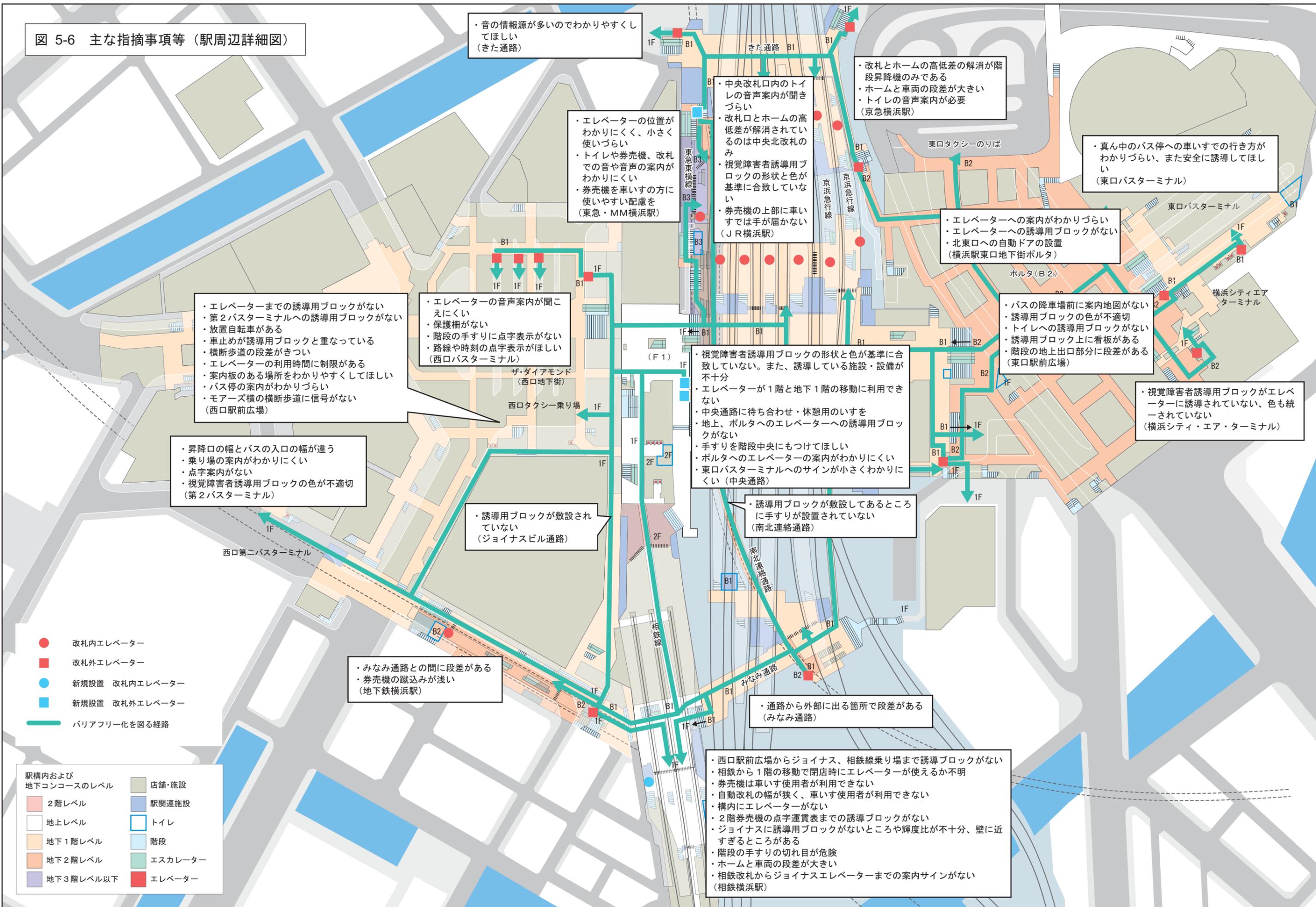


図 5-6 主な指摘事項等（駅周辺詳細図）



6. 横浜駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

6-1. 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅・バスターミナル及びバリアフリー化を図る経路など重点整備地区の区域内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

横浜駅周辺地区において、バリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい施設の整備を実現していくことを目標とする。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

【移動円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・移動円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努める。

【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配

慮し整備する。

- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内*の設置に努める。

※ 音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。

【プラットフォームにおける安全対策】

- ・プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

(2) 道路等のバリアフリー化

① 特定経路・準特定経路の設定

「特定経路」は、原則として平成 22 年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路、または、現段階において横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路とする。

「特定経路」は、図 5-1 に示した「バリアフリー化を図る経路」の中から、平成 22 年までのバリアフリー化を目標に、特に主要な経路としての重要性及び整備の実現性（技術的な課題への対応の可能性や全体の事業量との関係等）を考慮し設定する。

また、「特定経路」と一体となって主要な歩行者ネットワークを形成し、特定経路を補完・代替する経路については、「準特定経路」として設定する。

② 特定経路の整備

特定経路については、原則として平成 22 年までに、以下に示す整備を実施する。

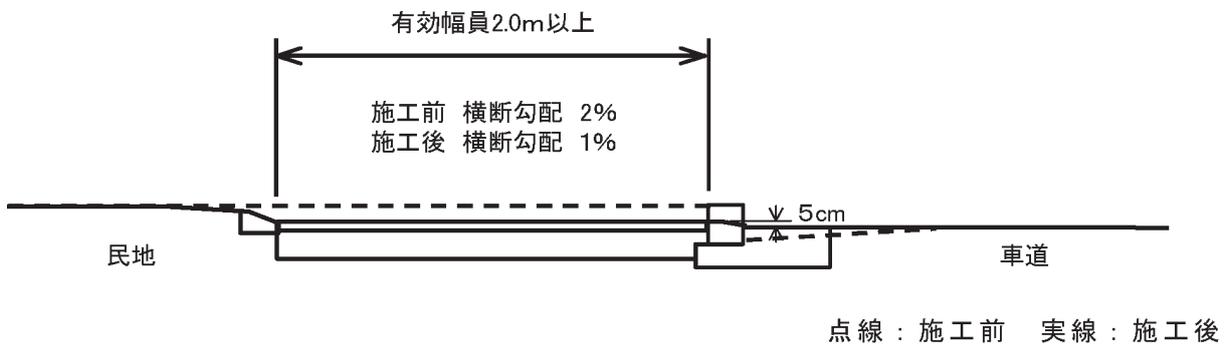
- ・ 特定経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・ 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。
- ・ 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内標識を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・ 特定経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。

③ 準特定経路の整備

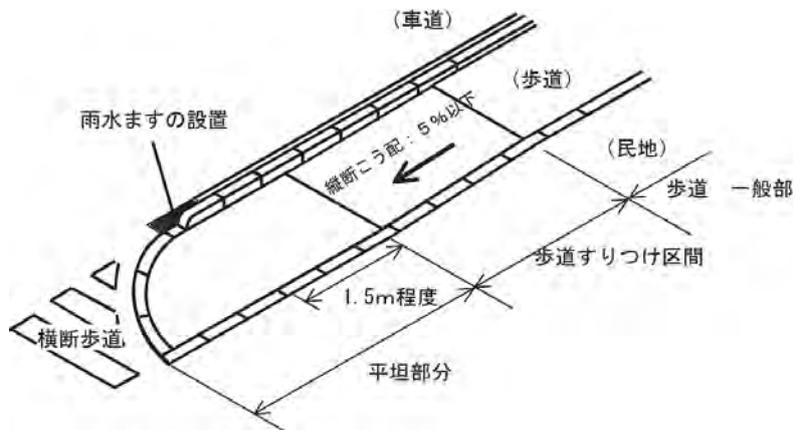
準特定経路については、可能な限り特定経路の整備内容に準拠しつつ、基本構想の検討等において確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組むものとする。

【歩道の整備イメージの例】

■歩道の横断面（セミフラット型歩道の場合）



■横断歩道接続部等における構造（セミフラット型歩道の場合）



出典)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」

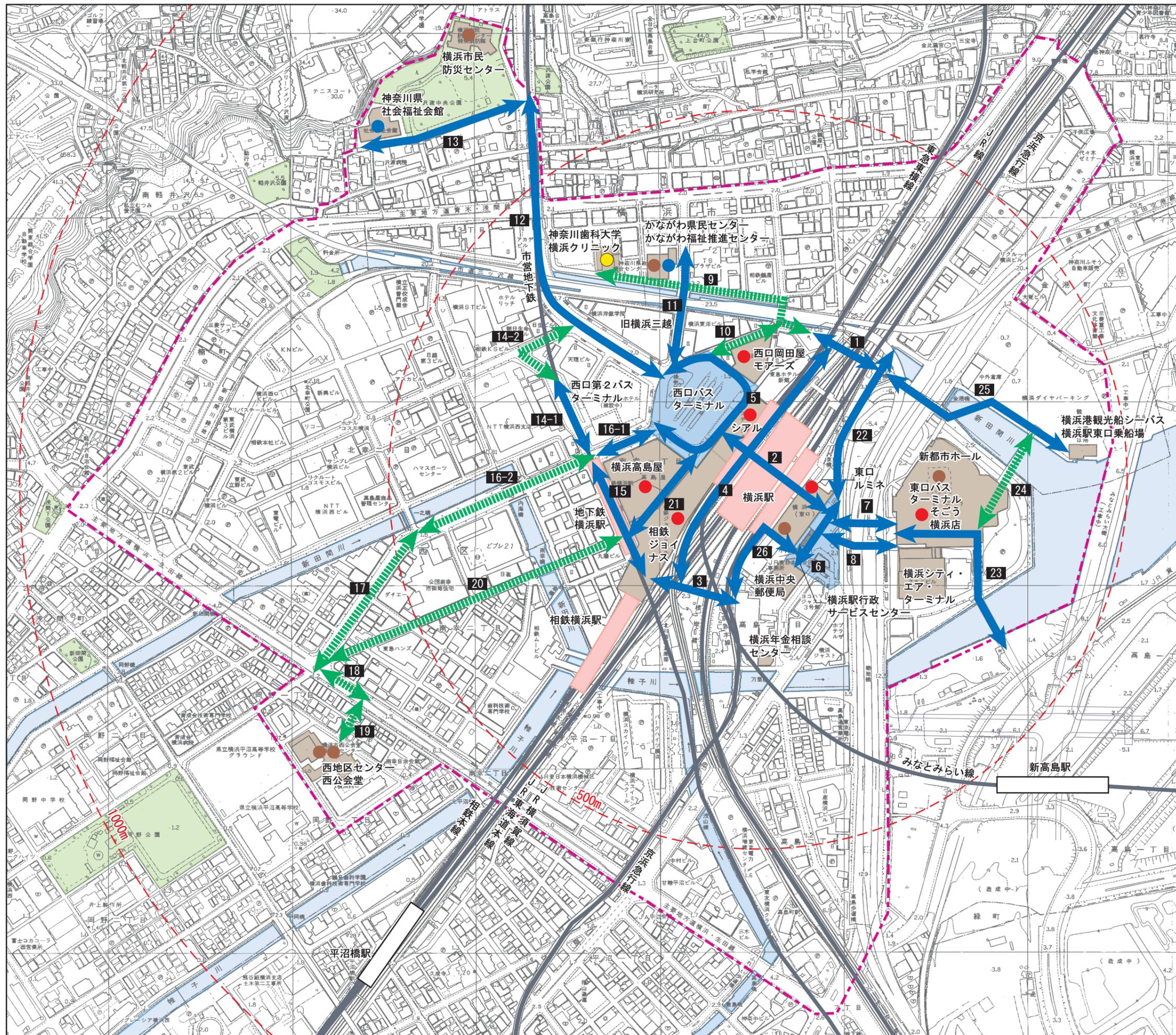
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・道路の横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。
なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

(4) バスのバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。
- ・高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。
- ・ノンステップバスの運行情報について、利用者に対し、インターネット等を活用した情報提供に努める。

図 6-1 特定経路と準特定経路



- 重点整備地区の区域
- ↔ 特定経路
- ↔ 準特定経路
- 駅前広場
- 公園
- 公共施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設

【バリアフリー化を図る経路】

- 1 きた通路
- 2 中央通路
- 3 みなみ通路
- 4 南北連絡通路
- 5 西口駅前広場
- 6 東口駅前広場
- 7 国道1号線歩道橋
- 8 横浜駅東口地下街ポルタ
- 9 県民センター側川沿い
- 10 三菱東京UFJ銀行前
- 11 市道 高島台第91号線
- 12 市道横浜駅泉線
- 13 神奈川県社会福祉会館前
- 14 西口第2バスターミナル～市道横浜駅泉線
- 15 地下鉄横浜駅上
- 16 市道 高島台第161号線
- 17 市道 高島台第161・197号線
- 18 県道 横浜生田線
- 19 西公会堂・西地区センター前
- 20 パルナード
- 21 ジョイナスビル通路
- 22 北東口～東口駅前広場
- 23 新都市ビル～横浜駅東口ペDESTリアンデッキ
- 24 かもめ歩道橋
- 25 きた通路～横浜港観光船シーバス方面デッキ
- 26 南通路～東口駅前広場

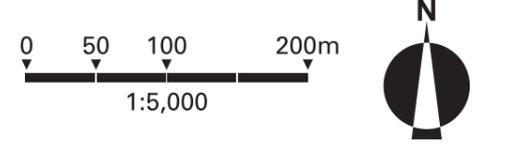
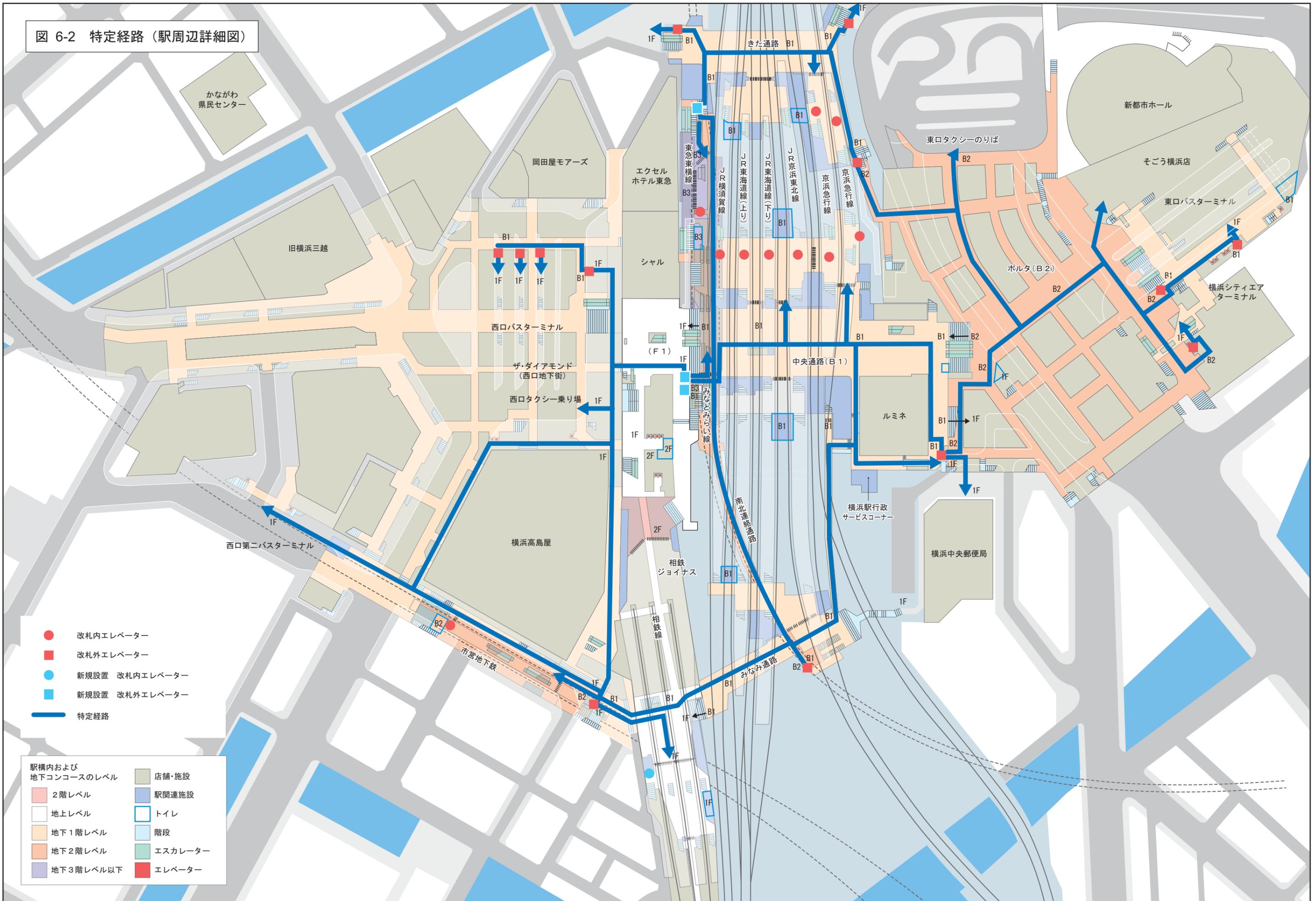


図 6-2 特定経路（駅周辺詳細図）



- 改札内エレベーター
- 改札外エレベーター
- 新規設置 改札内エレベーター
- 新規設置 改札外エレベーター
- 特定経路

駅構内および地下コンコースのレベル	
2階レベル	店舗・施設
地上レベル	駅関連施設
地下1階レベル	トイレ
地下2階レベル	階段
地下3階レベル以下	エスカレーター
	エレベーター

6-2. 特定事業及びその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」に分けられる。また、これらの「特定事業」と合わせて実施すべき事業として「その他の事業」がある。

横浜駅周辺地区において実施する「公共交通特定事業」「道路特定事業」「交通安全特定事業」「その他の事業」は、次ページ以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、横浜駅周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成22年を目標に、事業の実施へ向けて取り組むものである。

事業の実施にあたっては、下記に示した交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。特に、密接に関係する道路特定事業と交通安全特定事業については、道路管理者及び公安委員会の間で十分な調整を図り、一体的な事業の実施を確保することとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、横浜駅周辺地区における移動の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準及びガイドライン】

名 称	発行年／発行者
移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準	平成12年11月 運輸省・建設省令
重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成12年11月 建設省令
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則	平成12年10月 国家公安委員会規則
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	平成13年8月 国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 追補版	平成14年12月 国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団
道路の移動円滑化整備ガイドライン	平成15年1月 国土交通省、国土技術研究センター

(1) 公共交通特定事業

① 東日本旅客鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
J R 横浜駅	・横須賀線ホームのエレベーターの設置	○		基本構想検討中の平成18年2月18日より 供用開始済み。
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		JIS規格のものに改善する。
	・音声・音響案内装置の改善		○	機器の更新時に合わせて検討する。
	・職員の教育訓練の充実	○		
経路2（中央通路）	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		京急線等への誘導
	・改札口付近に案内サインの設置	○		
東口・西口駅前広場	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		他の管理者（道路管理者・相模鉄道(株)） との敷地境界部分まで連続誘導し、一体的 な整備を実施する。

② 東京急行電鉄株式会社・横浜高速鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
東横線・みなとみらい線 横浜駅	・エレベーターの設置	○		中央通路から南口改札口までを平成18年 度に、きた通路から北口改札口までを平成 19年度に設置予定
	・案内サインの改善	○		
	・改札口、券売機、トイレ等における音響・音声 案内の改善		○	機器更新時期に合わせて検討する。
	・職員の教育訓練の充実	○		

③ 京浜急行電鉄株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
京急横浜駅	・エレベーターの設置	○		きた改札側には平成17年3月、中央改札側には平成20年3月に設置予定
	・ホームと車両の段差解消を検討		○	
	・トイレにおける音声や点字による案内の整備		○	
	・職員の教育訓練の充実	○		

④ 相模鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
相鉄横浜駅	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		他の事業者（道路管理者）との敷地境界部分まで連続誘導し、一体的な整備を実施する。
	・ホームと車両の段差の改善		○	車両とホームの段差を小さくした新型車両に順次代替していく。
	・身体障害者等の利用に適した券売機の設置	○		
	・エレベーターの設置	○		1階改札口からホームまでのエレベーターを平成18年度に1基設置予定
	・改札口前に案内サインの設置	○		
	・職員の教育訓練の充実	○		
経路21（ジョイナスビル 通路）	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○	他の管理者（道路管理者、東日本旅客鉄道（株））との境界部分まで連続誘導し、一体的な整備を実施する。

⑤ 横浜市交通局

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
地下鉄横浜駅	・地下鉄とみなみ通路間の段差の解消	○		隣接する施設の管理者と連携し、みなみ通路の事業と合わせて整備を実施する。
	・身体障害者等の利用に適した券売機の設置		○	
	・職員の教育訓練の充実	○		

⑥ バス事業者（横浜市交通局等）

整備箇所	整備内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
西口バスターミナル	・地上部のバス乗降場の案内を改善	○		バス路線の再編等の機会を捉えて整備を検討する。
	・階段の手すりに階段の行き先を点字で表示		○	
	・職員の接遇等の教育訓練の充実	○		
西口第2バスターミナル	・案内サインの改善	○		バス路線の再編等の機会を捉えて整備を検討する。
	・職員の接遇等の教育訓練の充実	○		

(2) 道路特定事業

① 国土交通省

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路7 (国道1号線歩道橋)	・エレベーターの設置		○	東口とみなとみらい地区を結ぶ歩行者デッキ (経路23) の整備による歩行者動線の変化に応じて、整備を検討する。
	・案内サインの設置	○		

② 横浜市道路局

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路5 (西口駅前広場)	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		他の管理者 (東日本旅客鉄道(株)、相模鉄道(株)) との敷地境界部分まで連続誘導し、一体的な整備を実施する。
	・横断歩道接続部における歩道と車道の段差改善	○		
	・車止め位置の改善	○		特に視覚障害者、車いす使用者の通行に配慮して位置に改善する。
経路6 (東口駅前広場)	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		他の管理者 (東日本旅客鉄道(株)、国土交通省) との敷地境界部分まで連続誘導し、一体的な整備を実施する。
経路11 (市道高島台第91号線)	・歩道の勾配を改善	○		民地部とのすりつけに課題がある。
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	・西鶴屋橋の歩道の勾配緩和の検討	○		
経路12 (市道横浜駅泉線)	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路 13 (神奈川県社会福祉 会館前)	・歩道の勾配を改善	○		公園部と連携して事業を実施する。
	・歩道の舗装の平坦性を確保	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	・車止め位置の改善	○		
	・排水溝の蓋の改善	○		
経路 14-1 (西口第2バスタ ーミナル～市道 横浜駅泉線)	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
経路 15 (地下鉄横浜駅上)	・歩道の勾配を改善	○		再開発計画区域に接している歩道については、事業の実施に合わせて整備を行う。
	・交差点部における歩道の勾配の改善と平坦部分の確保	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		他の管理者(相模鉄道(株))との敷地境界部分まで連続誘導し、一体的な整備を実施する。
経路 16-1 (市道高島台第 161号線)	・交差点部における歩道の勾配の改善と平坦部分の確保	○		再開発計画区域に接している歩道については、事業の実施に合わせて整備を行う。
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		

③ 準特定経路の整備（横浜市等）

準特定経路については、既存の建物出入口の高さが大きく異なっていることや、現状の歩行者空間では、適切な歩道の有効幅員（2m以上）を確保することが困難なことなどから、道路特定事業として平成22年までに整備することは困難である。しかし、歩行者の主要な動線を形成しているという観点から、課題等に対して、出来るだけ改善に向けた整備を進め、地区の歩道のバリアフリー化に努めることとする。

特に、経路16、経路17、経路18、経路19については、横浜駅西口と西公会堂（西地区センター）を結ぶ歩行者動線として、下記の整備内容を考慮しバリアフリー化を図ることとする。

事業箇所	主な事業内容	平成22年を目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路16-2（市道高島台第161・197号線） 経路17（市道高島台第197号線）	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		周辺の地盤沈下等のため既存建築物の出入口等の高さに大きな差が生じていることから、可能な限り基準に合致した整備に努める。
	・歩道の勾配を改善		○	
経路18（県道横浜生田線）	・交差点部における歩道の勾配の改善と平坦部分の確保		○	周辺の地盤沈下等のため既存建築物の出入口等の高さに大きな差が生じていることから、可能な限り基準に合致した整備に努める。
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		
経路19（西公会堂・西地区センター前）	・交差点部における歩道の勾配の改善と平坦部分の確保		○	道路空間が狭小なため、十分な幅員を確保することが困難である。
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		
	・舗装の修繕	○		
	・歩道の有効幅員の確保		○	

(3) 交通安全特定事業

① 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を目標 に事業を実施	備 考
特定経路	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機等の設置 ・違法駐車取締りの強化 ・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進 ・標識・標示の視認性の確保 ・交通規制の実施 	○	

(4) その他の事業

① 横浜市都市整備局

整備箇所	整備内容	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
経路 2 (中央通路)	・エレベーターの設置	○		西口地上階と中央通路(地下1階)を結ぶエレベーターを設置
経路 3 (みなみ通路)	・段差の解消	○		
経路 5 (西口駅前広場)	・案内サインの設置	○		工事の進捗に合わせ、適宜、掲載内容の更新を行う。
経路 6 (東口駅前広場)	・案内サインの設置	○		工事の進捗に合わせ、適宜、掲載内容の更新を行う。
経路 22 (北東口～東口駅前広場)	・バス降車場前に案内サインの設置	○		

② 横浜新都市センター株式会社

整備箇所	整備内容	平成22年を目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路8（横浜駅東口地下街ポルタ）	・案内地図・サインの設置	○		特にエレベーターの位置の案内、およびエレベーター出入口付近の案内図の設置を検討する。
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		エレベーターの位置へ連続誘導する。
東口バスターミナル	・案内サインの改善	○		特に車いす使用者に対する案内・誘導対応の充実を図る。
	・職員の接遇等の教育・訓練の充実	○		

③ 関係事業者

整備箇所	整備内容	平成22年を目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路23（新都市ビル～横浜駅東口ペデストリアンデッキ） 経路25（きた通路～横浜港観光船シーバス方面デッキ）	・新規に歩行者デッキ等を整備する際には、国土交通省令「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」、国土交通省監修「道路の移動円滑化整備ガイドライン」、及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基本的に準拠することとする。	○		

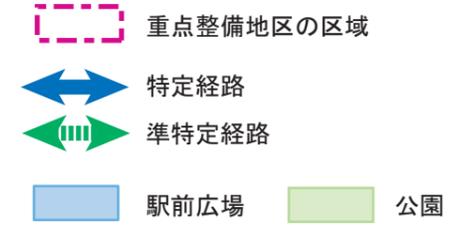
④ 国土交通省・横浜市

整備箇所	整備内容	平成22年を目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
重点整備地区全域	・放置自転車対策の実施	○		特定経路等に配慮した効率的な対策の実施 啓発活動の推進

⑤ 地元商店街・横浜市

整備箇所	整備内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・はみ出し看板・商品の撤去	○		

図6-3 特定事業及びその他の事業



【バリアフリー化を図る経路】

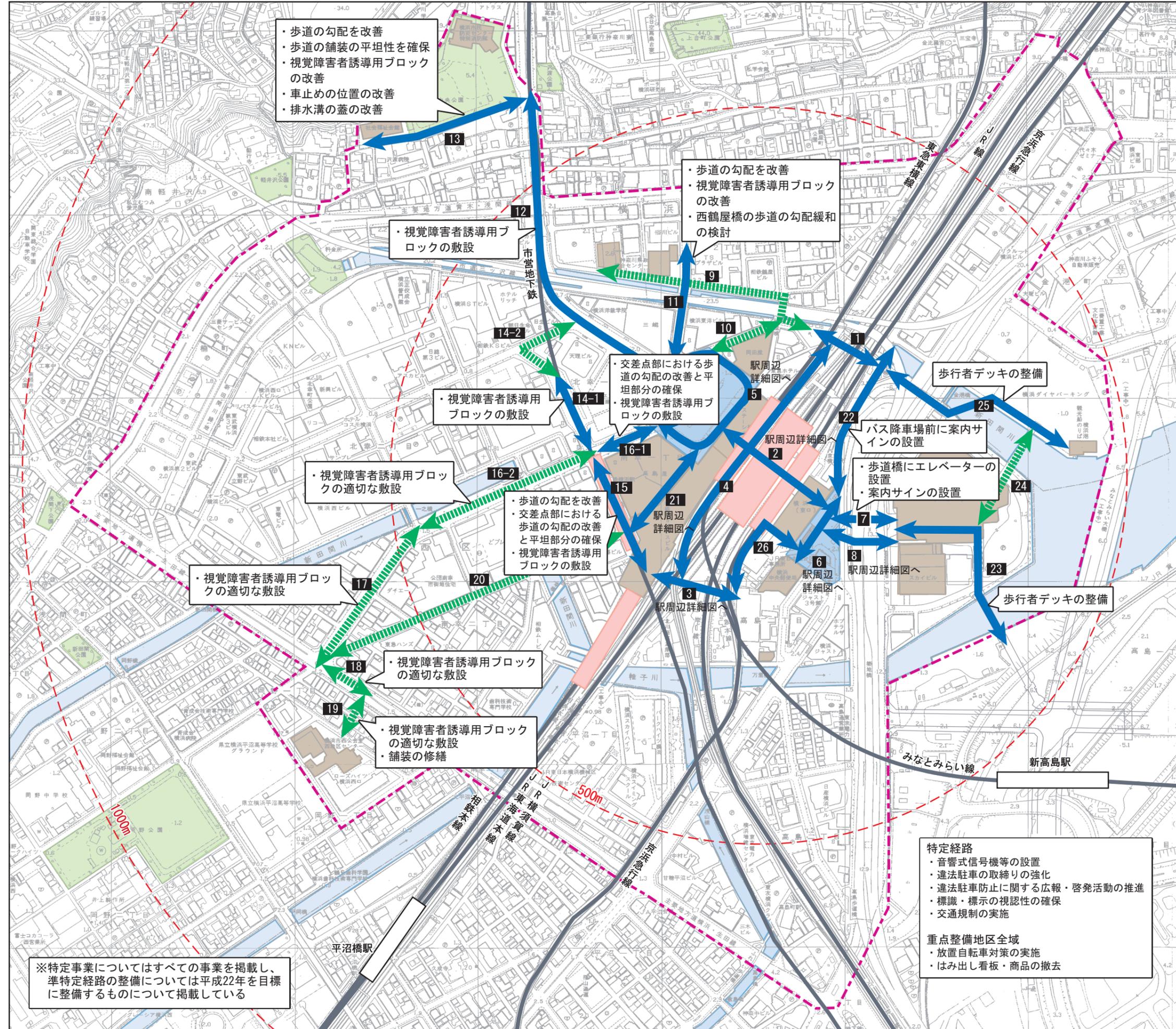
- 1 きた通路
- 2 中央通路
- 3 みなみ通路
- 4 南北連絡通路
- 5 西口駅前広場
- 6 東口駅前広場
- 7 国道1号線歩道橋
- 8 横浜駅東口地下街ポルタ
- 9 県民センター側川沿い
- 10 三菱東京UFJ銀行前
- 11 市道高島台第91号線
- 12 市道横浜駅泉線
- 13 神奈川県社会福祉会館前
- 14 西口第2バスターミナル～市道横浜駅泉線
- 15 地下鉄横浜駅上
- 16 市道高島台第161号線
- 17 市道高島台第161・197号線
- 18 県道横浜生田線
- 19 西公会堂・西地区センター前
- 20 パルナード
- 21 ジョイナスビル通路
- 22 北東口～東口駅前広場
- 23 新都市ビル～横浜駅東口ペDESTリアンデッキ
- 24 かめめ歩道橋
- 25 きた通路～横浜港観光船シーバス方面デッキ
- 26 南通路～東口駅前広場

特定経路

- 音響式信号機等の設置
- 違法駐車取締りの強化
- 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進
- 標識・標示の視認性の確保
- 交通規制の実施

重点整備地区全域

- 放置自転車対策の実施
- はみ出し看板・商品の撤去



※特定事業についてはすべての事業を掲載し、準特定経路の整備については平成22年を目標に整備するものについて掲載している

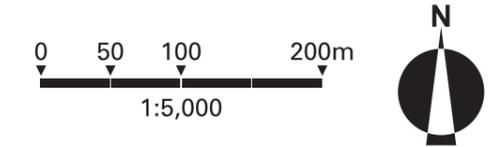
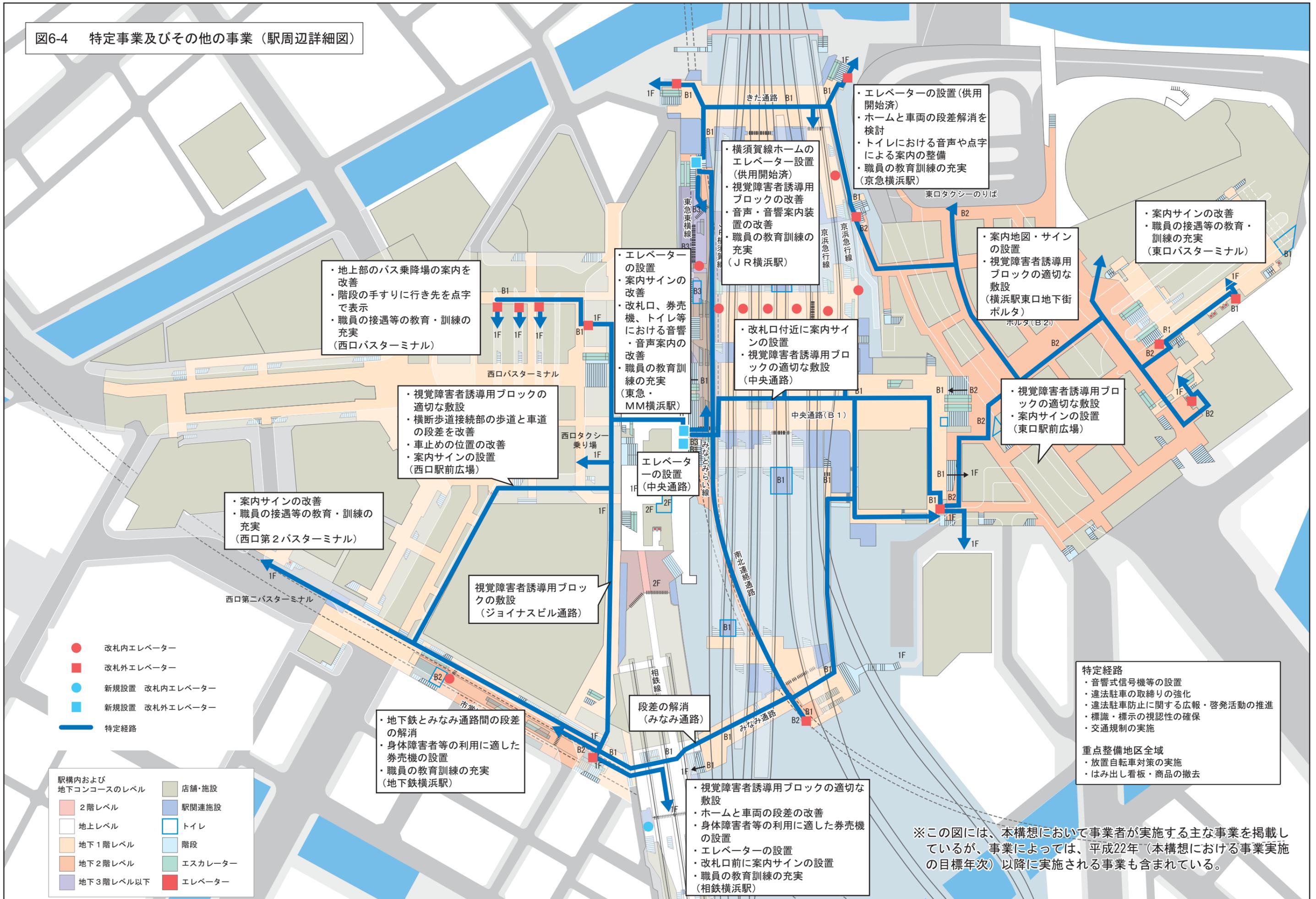


図6-4 特定事業及びその他の事業（駅周辺詳細図）



・地上部のバス乗降場の案内を改善
 ・階段の手すりに行き先を点字で表示
 ・職員の接客等の教育・訓練の充実
 (西口バスターミナル)

・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
 ・横断歩道接続部の歩道と車道の段差を改善
 ・車止めの位置の改善
 ・案内サインの設置
 (西口駅前広場)

・案内サインの改善
 ・職員の接客等の教育・訓練の充実
 (西口第2バスターミナル)

視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 (ジョイナスビル通路)

・地下鉄とみなみ通路間の段差の解消
 ・身体障害者等の利用に適した券売機の設置
 ・職員の教育訓練の充実
 (地下鉄横浜駅)

・エレベーターの設置
 ・案内サインの改善
 ・改札口、券売機、トイレ等における音響・音声案内の改善
 ・職員の教育訓練の充実
 (東急・MM横浜駅)

エレベーターの設置
 (中央通路)

・横須賀線ホームのエレベーター設置(供用開始済)
 ・視覚障害者誘導用ブロックの改善
 ・音声・音響案内装置の改善
 ・職員の教育訓練の充実
 (JR横浜駅)

・改札口付近に案内サインの設置
 ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
 (中央通路)

段差の解消
 (みなみ通路)

・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
 ・ホームと車両の段差の改善
 ・身体障害者等の利用に適した券売機の設置
 ・エレベーターの設置
 ・改札口前に案内サインの設置
 ・職員の教育訓練の充実
 (相鉄横浜駅)

・エレベーターの設置(供用開始済)
 ・ホームと車両の段差解消を検討
 ・トイレにおける音声や点字による案内の整備
 ・職員の教育訓練の充実
 (京急横浜駅)

・案内地図・サインの設置
 ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
 (横浜駅東口地下街ポルタ)

・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
 ・案内サインの設置
 (東口駅前広場)

・案内サインの改善
 ・職員の接客等の教育・訓練の充実
 (東口バスターミナル)

特定経路
 ・音響式信号機等の設置
 ・違法駐車取締りの強化
 ・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進
 ・標識・標示の視認性の確保
 ・交通規制の実施

重点整備地区全域
 ・放置自転車対策の実施
 ・はみ出し看板・商品の撤去

※この図には、本構想において事業者が実施する主な事業を掲載しているが、事業によっては、平成22年（本構想における事業実施の目標年次）以降に実施される事業も含まれている。

駅構内および地下コンコースのレベル	店舗・施設
2階レベル	駅間連施設
地上レベル	トイレ
地下1階レベル	階段
地下2階レベル	エスカレーター
地下3階レベル以下	エレベーター

6-3. 今後検討が必要な事項

乗降客が多い大規模ターミナルである横浜駅においては、前項で示した特定事業等の実施に合わせ、以下に示す事項について配慮する必要がある。

(1) 横浜駅における複数ルートでのバリアフリー化について

横浜駅においては、特定事業に示されたエレベーター等の整備によって、駅外部と各ホームを結ぶ乗降動線について1経路以上がバリアフリー化されることになる。また、異なる事業者間や鉄道とバス・タクシーとの乗り換え経路についてもバリアフリー化される。しかしながら、利用者の移動が最も一般的な経路（最短経路）にもかかわらずバリアフリー化されない経路が一部にある。

横浜駅は乗降客数の多い大規模ターミナルであることを考慮すると、利用者の利便性を一層向上させるため、主要な乗り換え及び駅外部方面の主要な出入口に対する全ての経路についてバリアフリー化することが望ましい。そのため、横浜駅において、できる限り全ての経路がバリアフリー化され、複数のバリアフリー化された経路が確保できるように、今後、検討していく必要がある。

(2) 横浜駅における視覚障害者の移動支援について

駅構内における視覚障害者の移動支援については、視覚障害者誘導用ブロック、音響・音声案内装置、階段手すりの点字表示、点字による案内板など、それぞれの特性を勘案して複合的に活用する必要がある。横浜駅においては、これらの設備の整備が、横浜駅整備事業に合わせ進められているが、わかりやすさや使いやすさに関して不十分な点があるため、利用者の意見を聴きながら、その結果をメーカーに伝える等の改善に向けて取り組んでいく必要がある。

特に、音響・音声案内については、音質、音量、指向性などの問題が指摘されていることから、より聞き取りやすく、わかりやすいものに改善するため、施設管理者及び設備の設置者は、「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」（公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン追補版、平成14年12月）を踏まえるとともに、当事者の意見を聴きその意見を設備のメーカーへ伝えるなど、設備の改善に向けた取り組みに努めることが必要である。

また、混雑時や周囲の環境騒音（地下街における周囲の音など）による影響など、前述のガイドラインに沿った整備だけでは改善が困難な箇所については、ソフト施策などガイドラインを超えた移動支援方策を検討し、積極的に実施することが望まれる。

（３）横浜駅構内における人的対応の充実について

現在、横浜駅構内において、各鉄道事業者は利用者に対する様々な人的なサポートを実施するとともに、その充実を図ってきている。例えば、通常の駅務サービスに加えて駅務員がサービス介助士^{※1}の資格を取得することで、高齢者や障害者の特性と配慮すべき事項を学び、率先してサービスを行うケース、また案内業務を専門に行う駅員を常時配置し、乗り換えや発車時刻等の案内を行うケース、更には高齢者や障害者などに各種案内や切符の購入、移動の支援等を行う市民ボランティア^{※2}を募り対応するケース、また利用者とのコミュニケーションが図りやすいシースルー改札で駅員が対応するケース（現在ではコミュニケーションボード^{※3}を活用した対応も考えられている）等があげられる。

横浜駅は複数の鉄道が乗り入れていることに加え、現在工事中でもあり、今後ともよりきめ細かなサービスを提供していく必要がある。このため、鉄道事業者が現在行っている各種サービスをニーズに応じ更に改善していくとともに、鉄道事業者や行政等の関係機関が連携し、綿密に協調し合って駅構内のサービス向上に努めていくことが大切である。

※1：サービス介助士：NPO 法人「日本ケアフィットサービス協会」が認定する民間資格。サービス介助の基本理念や基礎知識、接遇、実際の介助技術を習得したものに与えられる。

※2：横浜市交通局では、駅ボランティアとして、現在、市営地下鉄上大岡、新横浜、あざみ野、戸塚、横浜、関内の6駅で実施している。高齢者や障害者などのお客様にホームの案内を行ったり、手荷物の運搬、切符の購入や乗降の補助及び通路や階段を移動する際の支援を行ったりしており、基本的に駅に常駐するのではなく、駅を利用する際に率先して活動してもらうものとなっている。介護的な支援だけではなく、乗り換え・観光施設案内といった支援もおこなう事が横浜市の駅ボランティアの特徴となっている。

※3：文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援する道具。最低必要な、あるいは頻度の高い依頼・伝達事項を、あらかじめボードなどに絵や文字を書いておき、それを指し示したり、YES/NOの反応を示したりすることで意思の疎通をはかる。その一つとして絵記号「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則」がJIS規格化されている。

(4) 放置自転車について

平成 16 年 11 月の実態調査では横浜駅周辺に約 1,900 台の自転車等が放置され、歩行空間が阻害されている状況である。

横浜市では、放置自転車対策として、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、自転車等駐車を平成 16 年度末までに約 2,000 台整備するとともに、指導員による放置自転車等の移動活動、及び監視員による放置に対する注意など啓発活動を行っているが、放置自転車等の問題はなかなか解決されていない。

駐輪場の整備促進は、駅周辺の立地特性等から難しい状況であり、今後は、横浜駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路については、重点的に監視員による指導を実施することや、自転車利用者のマナーや適正利用について、社会的な世論を喚起するため、市、商店街、利用者、鉄道事業者など関係者が連携し、より効率的な啓発活動を展開することが必要である。

(5) 工事中の歩行者に対するバリアフリー対策について

横浜市では、工事中の歩行者へのバリアフリー対策を進めることが大切であると考え、「工事中の歩行者に対するバリアフリー対策ガイドライン」を作成し、平成 17 年 7 月 1 日から実施している。

このガイドラインは、公共の歩行者空間において、工事中であっても誰もが安全で安心して通行できるように、歩行者へ配慮すべき基本的事項をまとめており、工事関係者が、個々の現場で具体的なイメージを持って、工事中のバリアフリー対策に取り組めるようにすることを目指している。

横浜駅は、現在工事中であることから、このガイドラインの趣旨を踏まえ、工事中のバリアフリー対策の充実を図っていくこととする。

7. 基本構想策定後の事業推進にあたって

(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・横浜市、事業者、市民は、「移動円滑化の促進に関する基本方針」において「移動円滑化を進めるにあたっては、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることを踏まえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等を自粛するほか、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、協力するように努めることとする。

(2) 特定事業の進捗管理及び事業の評価

- ・横浜市は特定事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

(3) 進捗状況及び事業内容の広報

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

(4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。

横浜市新横浜駅周辺地区
交通バリアフリー基本構想

平成 18 年 8 月 31 日
横浜市道路局計画調整部
企画課交通計画担当

横浜市中区港町 1 - 1
電話 : 045-671-3800
FAX : 045-651-6527

